

令和4年9月9日

令和4年第3回奥多摩町議会定例会会議録

令和4年9月6日 開会

令和4年9月16日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和4年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和4年9月9日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	新島 和貴君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和4年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

令和4年9月9日(金)

午前10時00分 開議

会 期 令和4年9月6日～9月16日(11日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(10名) 1 澤本 幹男議員 2 石田 芳英議員 3 相田恵美子議員 4 木村 圭議員 5 原島 幸次議員 6 宮野 亨議員 7 小山 辰美議員 8 伊藤 英人議員 9 森田 紀子議員 10 大澤由香里議員	—
3	陳情第2号	建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める、国への意見書を求める陳情書	不採択

(午後3時47分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 10 名であります。

これより通告順に行います。

本定例会における一般質問については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、質問項目は 2 項目以内、持ち時間については 1 人 40 分以内としておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

はじめに、7 番、澤本幹男議員。

〔7 番 澤本 幹男君 登壇〕

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。おはようございます。

それでは、2 本ほどお伺いをさせていただきます。

まず 1 問目でございます。氷川地区と古里地区の人口差 550 人についてでございます。

今年の 6 月の定例議会の一般質問で、氷川小学校の全生徒数 54 名について質問をさせていただきました。古里小学校生徒数 93 名に対し、氷川小学校の 54 名に衝撃を受けましたので、質問をさせていただきましたが、氷川地区の人口と古里地区の人口についても大きな差があることがわかりました。令和 4 年 7 月 1 日現在で、奥多摩町の人口は 4,815 人であり、そのうち老人ホーム等施設入居者を除く人口では、氷川地区の人口は 1,842 人で、古里地区の人口は 2,390 人であり、550 人の差です。この差は、10 年前の平成 24 年 7 月現在が 404 人であり、10 年間で 1.36 倍に拡大しています。第 5 期長期総合計画で少子高齢化対策を推進してきましたが、古里地区に偏ってしまったわけではないと思います。しかし、現実に 550 人という地区人口差が出てきております。

6 月の一般質問ご答弁で、奥多摩創造プロジェクトを加速していくとお話がありましたが、この地区人口差 550 人をどう受け止めているのか、氷川地区の人口をどのように考えているのか、そして、どのような具体的人口対策をとっていくのか、お伺いいたします。

2 点目でございます。地籍調査事業についてでございます。

町では地籍調査事業を平成 17 年に日原地区から開始し、現在、海沢地区まで来ておりますと 7 月の広報おくたまに記載されておりました。

古里地区は、平成 26 年度に大丹波地区から開始されて川井地区、梅沢地区、丹三郎地区、

小丹波地区、棚沢地区、白丸地区の順で事業が進められてきておりますが、古里地区内でも全て完了して登記所への送付まで終了している地区もあれば、登記所へ送付も終了していない地区もあります。

地籍は、人でいえば戸籍に当たるもので、土地に関する記録であり、大変重要なものがあります。現在、登記所に備え付けられている登記簿や公図の多くは、明治時代の地租改正時に作成された記録を基にしている、登記簿記載の面積が実際とは異なることが多いので、この地籍調査事業は地籍を明確にするための大切な事業です。

特に、土地の境界を確認する作業は、土地所有者の合意が必要であり、立会い等の時間と労力のかかる地道な作業です。役場の職員の方も忙しく、少ない人数の中で長年努力をされておりますが、余りにも多くの年数がたっておりますので、お伺いをいたします。

1点目です。終了予定はいつ頃を見込んでいて、現状はどうなっているのか。

2点目、平成17年度から16年が経過しているが、なぜこのような年数がかかっているのか。

3、作業を早く進める方法はないか。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 7番、澤本幹男議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、氷川地区と古里地区の人口差550人についてお答えいたします。

昭和30年4月、古里村、氷川町、小河内村の3か町村が合併し、奥多摩町が誕生した当時の人口は1万5,000人を超えておりました。町の人口を旧町村単位とした地区別で見ると、合併直後の昭和31年当時の総人口は1万5,331人で、町の中心に位置する氷川地区が8,660人で、総人口の56.5%を占め、古里地区が4,971人で32.4%、小河内地区が1,700人で11.1%となっており、氷川地区の人口が全体の過半数を占めておりました。

その後、町村合併から50年が経過した平成17年には総人口が7,051人で、人口減少率がマイナス54%となる中、氷川地区が3,140人で、総人口に対する割合が44.5%、古里地区が3,555人で50.4%、小河内地区が356人で5.1%となり、古里地区の人口割合が氷川地区を上回りました。

なお、古里地区の人口が氷川地区より多くなったのは平成元年からとなります。

また、人口減少率につきまして合併直後と比較すると、氷川地区でマイナス63.7%、小河内地区でマイナス79.1%と、この両地区の人口が著しく減少しました。古里地区におき

ましても人口の減少は見られるものの、人口減少率はマイナス 28.5%であり、小河内、氷川地区に比べますと減少率は低くなっております。

議員からございました人口差 550 人をどう受け止めているのか、氷川地区の人口をどのように考えているのかにつきましては、町全体を見たときに小河内地区を含めた上での見解を申し上げるべきかと存じます。小河内、氷川地区における人口減少の主な理由といたしましては、小河内ダムの完成に伴う工事関係者の転出や高度経済成長期などの社会構造の変化が考えられ、都市部から遠距離にある地域ほど人口減少数及び人口減少率は、より顕著になっていった傾向が見られ、この傾向は、現在まで同様に見受けられます。

こういった中、町では長年の課題である過疎化の進行を食い止めるために、産業の育成や第三セクターである奥多摩総合開発の設立、近年では小河内振興財団やおくたま地域振興財団の設立等、これまでに様々な取組を行ってまいりました。

その中でも過疎化が進行する町の最大の課題である人口減少への取組といたしまして、少子化対策と定住化対策を奥多摩創造プロジェクトに位置づけ、重点的に、また、積極的に推進しており、これまでの各種施策により人口減少のスピードは緩やかにはなっておりますが、引き続き町の中心に位置する氷川地区については、奥多摩駅周辺一帯が長期総合計画に定める若者定住促進ゾーンに含まれていることから、今後も人口減少対策に更に力を入れる必要があると認識しております。

議員からございました、どのような具体的な人口対策を取っていくのかにつきましては、引き続き氷川地区をはじめ、町内における定住対策用地や空家の情報収集に努め、取得した用地については、分譲地の開発や若者の定住に資する住宅の整備、また、空家につきましては、いなか暮らし支援住宅や若者定住応援住宅等としての活用を図ってまいります。

なお、こういった施策を今後も継続させていくためには、整備事業に係るコストやランニングコストを考慮する必要があると同時に、ハード面とソフト面のバランスを取りつつ、地域コミュニティの現状も把握しながら、今後も奥多摩創造プロジェクトの2つの柱である少子化対策の推進と定住化対策の推進、そして、4つの分野別施策である出会い・暮らし、子育て・教育、仕事及び住まいを相互に連携させながら、子どもからお年寄りまで幅広い世代が生涯を健康で安心して暮らせるまちづくりを実現するために、行政のみならず、議員皆様や住民皆様並びに関係機関等のお力もお借りしながら、各種施策を推進してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、地籍調査事業についてお答えをいたします。

地籍調査事業は、国土調査法に基づく国土調査の一環として、1筆ごとの土地について

所有者、地番、地目を調査するとともに、土地の境界（筆界）と面積（地積）を測量し、その成果である地籍図と地籍簿は、20 日間の閲覧と国及び都道府県の認証を経て登記所（法務局、地方法務局及びその支所・出張所）に送付されます。

登記所では、地籍簿に基づき登記記録の内容を改め、地籍図を不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図として備付け、以降、不動産登記の基礎資料として活用されることとなり、議員がおっしゃられるとおり、地籍は人でいえば戸籍に当たるもので、大変重要なものであります。

国は、更なる地籍調査の促進を図るため、昭和 37 年に国土調査促進特別措置法を制定し、これに基づく国土調査事業十箇年計画により地籍調査が強力に推進されており、現在は、令和 2 年 5 月に閣議決定された第 7 次国土調査事業十箇年計画に基づき、全国において地籍調査事業が実施されております。

地籍調査の実施主体は、市町村などの地方公共団体や土地改良区などの団体であり、土地の所有者は、境界確認の立会いと調査成果の確認を行うのみであります。土地所有者から境界確認の立会いに協力をいただかず、境界の確認が出来なかった場合は、筆界未定として扱われ、後に境界を確認する必要が生じた際は、土地所有者自身の費用負担で調査を行わなければならない、経済的な負担が生じます。このため調査時における土地所有者の立会い協力が地籍調査事業を進める上で重要なポイントとなります。

町では、平成 17 年度から地籍調査事業に着手し、土地所有者皆様にご協力をいただきながら、土地取引の円滑化や災害復旧の迅速化及び課税の適正化などを目的とし、毎年計画的に調査を実施しておりますが、町全体の地籍調査実施予定面積 3.71 ㎢のうち、これまでに 2.53 ㎢の調査を実施いたしました。これは 68.2%の進捗状況であり、調査筆数で申し上げますと 9,518 筆の一筆地調査を実施していることとなります。

さて、ご質問の 1 点目、終了予定はいつ頃を見込んでいて、現状はどうなっているかですが、現在の地籍調査実施計画では、最終調査地区であります小河内留浦地区の調査完了予定が令和 23 年度となっておりますが、今後、各地区における調査範囲の見直しや土地所有者による立会いスケジュールの連絡調整等をスムーズに行うことで、計画期間の短縮を図ってまいりたいと考えております。

また、地籍調査の現況であります。平成 17 年度から平成 24 年度に地籍調査を実施した日原地区、大丹波地区、川井地区、梅沢地区及び丹三郎地区につきましては、調査成果の地籍図と地籍簿が土地所有者の閲覧と国及び東京都の認証を経て、公共座標により筆界が確定した資料として登記所に備え付けられておりますが、平成 25 年度以降調査の小丹波

地区、棚沢地区、白丸地区及び梅沢地区の一部につきましては、土地所有者による境界確認の立会いなどが行われない保留地が存在するなど、この保留地の解消が課題となっており、国及び東京都の認証がなされておらず、調査成果が登記記録に反映されていない現況であります。

次に、2点目の平成17年度から16年が経過しているが、なぜこのような年数がかかっているのかであります。平成25年度以降の各調査地区内におきまして共有地で複数の相続権者の確認・調査を必要とするケースや地権者から境界確認の立会いに協力を得られないケース、或いは土地所有者が死亡により相続権者の確認・調査を必要とするケースなど、こうした課題の解決に取り組み、保留地の解消を図りながら境界確定を進めていることから、多くの時間を要している状況でございます。

次に、3点目の作業を早く進める方法はないのかであります。国の方針といたしましては、保留地が発生した場合、筆界未定として処理を行い、早期に調査を完了させることとしております。この方針に沿って保留地を筆界未定として処理を行えば、調査を早く進めることが可能となりますが、保留地が筆界未定となった場合、その隣接地も筆界未定となってしまう、他の土地所有者及び隣接住民に不利益が生じてしまいます。

町といたしましては、こうした関係者の不利益を回避するため、保留地の解消に向けた課題の解決に全力で取り組むことで、平成25年度以降の調査成果が早期に登記記録に反映されるよう、種々の確認・調査に努めております。

いずれにいたしましても地籍調査事業を実施する上で最も重要なことは、各調査地区で生じる保留地の問題を解決することで筆界未定を生じさせることなく、速やかに、そして正確な土地情報を記録として確立することが土地所有者、そして住民皆様にとって大きなメリットとなりますので、計画期間の短縮を図りつつ、今後も着実に地籍調査事業を進めてまいります。

○議長（高橋 邦男君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。

小学校の問題と氷川小の問題と併せて、同じように創造プロジェクトを推進していくと。そして、定住対策、空家バンク等で力を引き続き入れていくというお言葉をいただきましたので、ぜひとも同じように引き続き力を入れて、別に差がどうかではないかもしれませんが、全体的として、結局、小河内も含めての相対的な差があるということは、余り好ましいものではないので、ぜひとも引き続き力を入れていただければありがたいと思います。

2点目でございますが、非常に長い年月がかかっていて、今の環境整備課の皆さんは一生懸命お仕事をやっている中で、本当に大変な作業だと思います。自分一人で出来るわけじゃなくて、多くの協力者がいて、中にはその当日来なかったという人をお聞きしたり、いろんなことがあって、実際また相続も起こったりということで、こういう質問を私もしていいかどうかと思ったんですが、結局、余り長い時間かかると、本当相続が起こると、ますますますます時間がかかってしまうもので、今の環境整備課さんの人たちの前の世代の人たちがいけないかどうか、それはわかりませんが、そういう意味で、ここで質問させていただきまして、今すぐやれというわけではないけど、やっぱり地道に、こういうことは大変だと思いますけど、担当課さんのご努力をいただきまして、町のためですので、ぜひともこういう地道で非常に嫌な作業だと思いますけど、ぜひとも地道をお願いをしたいと思います。

質問というよりもお願いの部分でありますけど、ぜひともこの部分については、時間がかかりますけど、丁寧な仕事で、町のためにお願いをしたいと思います。担当課さん、よろしく申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、7番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、9番、石田芳英議員。

〔9番 石田 芳英君 登壇〕

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

私からは1点、ICTによる獣害対策についてご質問させていただきます。

今年は、クマ、サル、シカ、イノシシなどの出没件数が多くなり、苗木や作物などの被害が多くなってきています。対策としては、電気柵の設置、かかしの設置、獣感知センサーと音による威嚇の器具などで対応されていますが、動物も慣れてくると対応行動を取るようになり、次第に効き目が減少してきます。

獣害被害により営農意欲の減退、耕作放棄地の増加、離農などの影響が危惧され、更に、野生動物と人間の距離が接近し、住宅地にも出没することから、人への被害も今後懸念されます。

今まで電気柵の設置補助や猟友会による駆除など対策を行っておりまして、一定の効果は出ておりますが、山々が針葉樹林化してドングリなどの餌が減少し、里山や農地まで下りて餌を探すのは、動物たちも生きていく上では必然でもあります。

他のところでは、1として、ICTを活用した鳥獣対策監視システム・アニマルウォッチャーと捕獲機械の運用、2として、ICTを活用した囲い罠による捕獲などが試みられており、ICTを活用した対策事例が見受けられます。

以上を踏まえまして、以下お伺いいたします。

1点目としましては、奥多摩町における野生動物、クマ、サル、シカ、イノシシ、その他の生息数と年間捕獲件数をお伺いいたします。

2点目としましては、上記のICTを活用した獣害対策についてのご所見についてお伺いいたします。

以上2点、よろしくお伺いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9番、石田芳英議員の一般質問、ICTによる獣害対策についてお答えをいたします。

1点目の奥多摩町における野生動物の生息数と年間捕獲件数ですが、まず、生息数につきましては、東京都産業労働局が実施したニホンザルの生息状況及び農作物被害状況調査によると、奥多摩町におけるニホンザルの生息数は約200頭と推定されております。ニホンジカにつきましては、東京都環境局の第6期東京都第二種シカ管理計画によると、多摩地域におけるニホンジカの生息数となりますが、約3,500頭と推定されております。ツキノワグマにつきましては、東京都環境局が実施した令和2年度ツキノワグマ生息状況等調査によると、こちらも多摩地域となりますが、ツキノワグマの生息数は約100頭から200頭と推定されております。その他の野生動物の町内における生息数は把握出来ておりません。

次に、年間捕獲数につきましては、事務報告書により過去5年間の捕獲数を報告しておりますが、令和3年度の捕獲実績としては、ニホンジカ270頭、イノシシ15頭、サル0頭、ハクビシン16頭、タヌキ20頭、アナグマ0頭、アライグマ14頭、ツキノワグマ2頭となっております。それぞれ有害鳥獣捕獲として東京都から許可を受けた範囲で捕獲を実施しております。

次に、2点目のICTを活用した獣害対策のご所見についてですが、議員からのご質問にありましたとおり、同じ獣害被害に悩む全国の自治体においてICTを活用した様々な獣害対策が行われております。

一例を挙げますと、囲い罠の状況をカメラで遠隔監視し、遠隔操作により、罠の扉を開

めるもの、発信機を装着した鳥獣が設置したセンサーから概ね 500m圏内に接近すると、自動的にサイレンや回転灯により周辺地区住民に周知するとともに、猟友会や役所にメールを送信するもの、鳥獣がかかるなど罠が作動すると猟友会や役所にメールを送信するものなど、捕獲数の増加や追い払いに効果があるもの、罠の見回り負担の軽減に効果があるものなど、様々な取組が行われております。

ICTを活用した獣害対策は、猟友会の捕獲作業の効率化や負担軽減に繋がるものでありますので、実際に現場で捕獲作業を行っている猟友会の皆様のご意見も伺いながら、また、ICTを活用した獣害対策を行っている自治体の効果なども検証しながら検討を進めてまいります。

○議長（高橋 邦男君） 石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○9番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

何点か再質問したいと思えますけれども、今の町長からご答弁がありましたように、シカについて多摩地域ですけれども 3,500 頭、ツキノワグマは 100 から 200 頭ということで、大きな数になったのかなと思います。

範囲内で頑張って駆除等やっておられるということですが、1点、サルにつきましてはかなり頭数が多くなって、うちの家の上にも月に1回ぐらい、20頭か30頭下りてきて、ひなたぼっこして帰ったりとかして、また山に戻っていくケースが見受けられて、裏にあるシイタケとかも食べて帰るといったこともございました。

今、サルにつきましてはゼロということでしたけれども、このゼロというのは何か捕っちゃいけないとか、そういうような規制があるのか、なぜゼロなのかということをお伺いしたい。

2点目としましては、今年の夏、町内を巡ってみましたら、獣害対策をもっと一生懸命しっかりやってくださいというご意見やご要望がかなりありまして、この中で、今までは家の周りや所有地、周辺道路などの草刈りをやって動物が来にくい環境を維持してきたけれども、ご高齢や人手不足のために草刈りが出来なくなって動物が来やすい環境が多くなったのではないかとご意見も伺いました。草刈りは今までほとんど皆さんが自前で行っていたみたいで、でも、最近は限界があるということもございます。この草刈りは動物の隠れ場防止の観点から私も必要かなと思うんですけれども、獣害対策の面からこの草刈りについてどのように捉えているか、お考えがあればお伺いしたいと思います。2点お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 9番、石田議員さんからの再質問にお答えをいたします。

まず1点目のサルが多くなっているという状況と捕獲頭数がゼロと、このあたり何か規制があるのかというようなお話かと思えます。サルにつきましては毎年、やはり夏の時期、夏野菜が出来る時期の収穫時期に、非常に住民皆様から収穫を楽しみにしていた時期にサルの被害が多いということで、役場のほうにも連絡が入っている状況で、猟友会とともに追い払いの部分で対応しているところでございます。

なぜこのサルがゼロ頭になるのかというお話ですけれども、東京都からの許可数につきましては一応20頭の捕獲許可を年間いただいております。しかしながら、サルは群れで行動する動物というところで、群れの中の1頭を駆除していただいただけではなかなかサルの駆除対策にはならないというところで、やはり猟友会による見回りだとか、周辺住民の方に爆竹などお渡ししながら、動物が来づらい環境をつくるというようなところは対策はしているんですけれども、石田議員さんからもお話があったとおり、動物もそれに慣れてしまっていて、なかなか効果が出ないというのがあることは事実でございます。

そういったところで、サルの捕獲ゼロ頭というところなんですけど、はぐれサルで、例えば人に危害を加えるおそれがあるというような状況であれば、猟友会のほうで駆除を行ったり、そういった対応はしております。過去にも、事務報告書にも載せさせていただいておりますが、平成30年の例で見ますと7頭の駆除をしているというような状況もございます。引き続き猟友会と連携をしながら、サルだけではなくて、獣害の対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

続きまして、草刈りのお話でございます。なかなか草刈りが出来なくなっている方が多くなっているというような状況と、やはり、隠れる場所があると動物が出やすいというようなお話もでございます。

農林水産省の獣害対策の5か条という中にも、集落内に収穫残、野菜のくずなどを捨てないということだとか、不要な果実、餌場をなくすということで、秋には柿だとか、その辺りが取られずにずっと放置されるというようなところ、この辺りをなくしていく。また、今お話にありましたとおり、耕作放棄地ややぶなどの隠れ場所をなくすというもの、あとは囲える畑はネットや柵で正しく囲う、加害している個体を適切に捕獲する、適正な密度管理を進めるという5か条がございます。この基本方針にのっとりまして対策を行っているわけでございます。

先程申しましたとおり、やはり隠れ場所をなくすというところの対策については非常に

重要な部分であると考えておりますが、基本的には、土地所有者の方の許可もいただかなければならなかったり、現状では広報等でお知らせはさせていただいておりますが、草刈り、そういう隠れる場所をなくしましょうということでお知らせはしている状況です。

現状ここ二、三年で言いますと、非常にツキノワグマが出没が多いということで、今年度令和3年度につきましても非常に人家周辺、家の庭にクマがいたというような状況だとか、そういう状況続いております。令和元年度に東京都環境局さんと緊急対策ということで委託の契約をさせていただいて、その中には緩衝帯の部分で草刈りだとか、やぶの刈払いというメニューも追加させていただいておりますので、現状、人家周辺にツキノワグマが執着して出てくるような場所につきましては、これも土地の所有者の方のご承諾は当然必要ですけれども、承諾をいただいて、やぶの刈払いだとか、草刈りを実施している状況でございます。

基本的にツキノワグマ人家周辺で、人に被害が生じるおそれがあるという部分でありますので、行政のほうで積極的に草刈り等しておりますけれども、畑の部分につきましては、やはり山林所有者の方だとか、草がどうしても茂ってしまっているところ、雑種地だとか、そういった部分、所有者の方のご承諾をいただきながら、現状では困っている方がいればその方をお願いして草刈りを実施してくださいと、シルバー人材センターなどでも草刈りは実施していただけますということでご案内はさせていただいている状況でございます。

議員さんが申されましたとおり、なかなか高齢者で草刈りが出来なくなっているという状況も把握しておりますので、こちらにつきましては今後、研究のほうはしていきたいと思っておりますけれども、何分夏の時期等になりますと、草は刈っても刈っても、どんどん生えてきてしまうというところで、どこまで行政が対応出来るか、また、住民皆様にご協力をいただける体制を構築していくということも重要かと思っておりますので、その部分も含めまして研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 石田議員、再質問ありますか。

○9番（石田 芳英君） どうもありがとうございました。今、ご答弁ありましたが、隠れ場所の減少ということで、高齢化している中においても本当に大変だと思いますけれども、工夫していただきながら、やっていただければと思います。

また、ICTにつきましても、やっぱり人的パワーが少なくなってくるので、このICTを活用して、人間の労力がないような形で駆除が推進出来ればなと思いますので、研究も併せてお願いしたいと思っております。

それでは、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、9番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますけれども、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前10時55分から再開いたします。

午前10時38分休憩

午前10時55分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、相田恵美子議員。

〔3番 相田恵美子君 登壇〕

○3番（相田恵美子君） 3番、相田でございます。

私からは、1件ご質問させていただきます。奥多摩町における投票支援について。

民主主義の根幹を担う大切な制度が選挙であります。平成25年に公職選挙法が改正され、成年被後見人の選挙権が回復したことで、投票支援という課題も表面化してまいりました。

この7月に行われた参議院選挙を前に放映されたNHKの「ハートネットTV」、みんなの選挙では、障害のある方の投票支援についての実態が特集されました。番組の反響も大きく、投票の意思があったとしても障害や心身の不調により投票所に行けない方々への投票支援の在り方が問われていると痛感いたしました。

障害者に限らず、高齢者が人口の半数以上である奥多摩町では、平等に、そしてスムーズに投票が行える機会の確保は大切であります。

令和4年第1回定例会において森田議員からの一般質問、期日前投票の拡充については、多くの住民が大切な1票を無駄にすることなく、投票が出来る環境整備をするという師岡町長のご答弁でありました。実際に、現在も中山地区、小河内地区等では投票日の送迎が行われており、町は、投票支援に前向きな姿勢であると思います。

以下、3点ご質問させていただきます。

1、現在、障害のある方、高齢者の方の選挙時の合理的配慮はどのようにされていますか。

2、記号式投票の導入は今後必要になるかと思われませんが、町のお考えをお聞かせください。

3、中山地区、小河内地区等の投票時送迎は、他の地区の移動困難者にも拡充するべきだと思いますが、町のご所見をお伺いいたします。

以上3点であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、相田恵美子議員の一般質問にお答えいたします。

議員からは、奥多摩町における投票支援についてのご質問をいただきましたが、令和4年第1回町議会定例会におきまして2番、森田紀子議員からいただいた一般質問、期日前投票所の拡充についてに対する答弁と重複する部分がございますが、ご了承いただきたいと存じます。

はじめに、1点目の現在障害のある方、高齢者の方の選挙時の合理的配慮はどのようにされていますかについてですが、町選挙管理委員会では、期日前投票や当日投票所等において高齢者や障害をお持ちの方への投票支援（サポート）を行っております。

投票支援の内容は、都道府県の選挙管理委員会が指定している病院、老人ホームなどに入院している場合に指定病院での不在者投票が可能となっていること、また、郵便などでの不在者投票では、障害をお持ちの方、戦傷病者手帳をお持ちの方、介護保険の被保険者及び代理記載制度の対象者などの一定の要件の下での投票支援、文字を書けない方のための制度として補助者が代わりに投票用紙に記入する代理投票、視覚が不自由な方のための制度として点字投票用の投票用紙や点字器を使つての点字投票、その他各投票所では、低い投票記載台を設置し、眼鏡、ルーペ及び杖ホルダーを設置するなどの投票支援（サポート）を行っております。

障害のあるなしに関わらず、全ての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。一人一人の命の重さは、障害のあるなしによって少しも変わることはありません。このような当たり前の価値観を改めて社会全体で共有していくことが何より大切で、こうした取組の一步一步の積み重ねが障害のある方もない方も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）への実現へと繋がっていくものと言われております。

障害を理由とする差別解消の推進に関する法律、障害者差別解消法では、障害のある方に合理的配慮を行うなどを通じて共生社会を実現することを目指しており、高齢者や障害をお持ちの方並びに全ての有権者が安全で安心して投票が出来ますよう、選挙執行時には選挙に伴うお知らせの各戸配布、ホームページや防災行政無線を通じて周知するなど、期日前投票、各種制度の活用及び当日投票所において引き続き親切丁寧な投票支援（サポー

ト)に努めてまいります。

次に、2点目の記号式投票の導入は今後必要と思われるが、町の考えをお聞かせくださいについてですが、私たちの選挙では、選挙人本人が自分で候補者の氏名や政党名を書く自書式投票という方式が採用されております。ただし、地方公共団体の議員や長の選挙については、条例によって記号式投票を採用することが出来るとされており、あらかじめ投票用紙に印刷された候補者氏名の上に丸の印をつけて投票することも可能となっています。

ある市の選挙の一例を見ますと、記号式投票を行うのは、市長選挙及び市長選挙と同時に行われる市議会議員補欠選挙のみで、国政選挙（衆議院や参議院）、都道府県の選挙（知事選挙や都道府県議会議員選挙）、通常時の市議会議員選挙については、自書式投票となっているとのことでございます。

記号式投票の導入につきましては、投票用紙の氏名の位置、記載順の優位性や記入ミスなどを含め、今後、先進地の事例などを基に研究・検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、3点目の中山地区、小河内地区等の投票時送迎は、他の地区の移動困難者にも拡充するべきだと思いますが、町の所見を伺いますについてですが、近年の選挙において高齢化が著しく、人口減少、有権者数の減少や期日前投票の利用により、当日の投票所で投票者数の減少などから、投票所を取り巻く環境は大きく変化しております。

平成29年3月6日に、当時の第11投票区（投票所・中山生活館）を第10投票区（境生活館）に統合し、町における投票所は12か所となりました。

しかしながら、投票所として利用している生活館等もバリアフリー化が十分でなく、高齢者にとっては必ずしも投票しやすい環境とは言えない投票所や土砂災害特別警戒区域内で建物が老朽化した危険な投票所もあり、有権者数の減少を踏まえ、令和4年7月10日執行の参議院議員選挙から関係自治会の皆様のご協力をいただき、投票所の統廃合を行い、投票所を12か所から10か所に見直しを行ったものでございます。まず第8投票所（大沢生活改善センター）を廃止し、第7投票所（奥多摩町役場）に統合し、第11投票所（峰谷生活館）を廃止し、第12投票所（旧小河内出張所）に統合するとともに、投票所を旧小河内出張所から第10投票所（坂本コミュニティーセンター）に変更いたしました。このことから小河内地区全域が第10投票所（坂本コミュニティーセンター）となりました。また、見直しに伴い、第9投票所（日原生活館）が第8投票所に、第10投票所（境生活館）が第9投票所に投票所の番号が変更となりました。

今回の送迎対応につきましては、引き続き中山自治会、新たに統廃合を行いました大沢

自治会及び小河内自治会の下り、峰、奥地区の有権者を対象に、事前に自治会回覧を行い、希望調査を実施し、ワゴン車による送迎を実施したものでございます。ワゴン車送迎につきましては、引き続き統廃合を行いました自治会（地区）を対象として今後も実施するとともに、他の地区の移動困難者への拡充につきましては、選挙執行費用なども考慮いたしまして検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても町における選挙に関する事務につきましては、執行機関から独立して選挙を管理するために設置された機関である選挙管理委員会が所掌しており、私が具体的な内容について決定することは出来ませんが、今後も高齢化が進む中で、多くの住民が大切な1票を無駄にすることなく投票が出来る環境を整備することで、投票率の向上が図られるよう、選挙管理委員会と連携をしながら推進してまいります。

○議長（高橋 邦男君） 相田恵美子議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） ご答弁わかりました。

再質問をさせていただきます。8月号の広報で参議院選挙の結果が出ておりまして、東京都選挙区が170票、比例区だと158票という多くの無効の票を目の当たりにして愕然としてしまいました。中には白票とか、明らかにふざけた票もあるかと思うんですけれども、その多くが勘違いによる無効票ではなかったのかと懸念を持ちました。

今回は国政選挙ということもあり、2回投票するという中で共倒れの部分も多々あったかと思われませんが、有権者が減少する中で無効票が増加するという現象。総務省の資料によりますと、奥多摩町は、東京都の中では島を除くと高い無効票率です。比例区においては都でワーストワンになります。

まず、1つ目の再質問ですが、これほど取り組んでくださっていると思うんですけども、この数字を町はどのように考えて捉えておりますでしょうか。

2つ目なんですけれども、記号式は、国政では取り上げられていないということで、地方自治体では条例で定めれば可能ということでした。今後、更に高齢化が進むことを鑑みれば、記述式は必要かと思えます。そこら辺の具体的な予定はいかがでしょうか。

それから、移動困難者の対応は前向きに検討してくださるということだったんですけども、町民の方から、町が購入した小型バスですね。今年の第1回3月議会でも小山議員が一般質問しておりますが、それでワクチン接種のときに送迎をしてもらったのはとてもいいので、そのような取組が出来ないかと具体的なご意見をいただきました。

その3点再質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 3番、相田議員さんの再質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の無効投票につきましてですけれども、こちら無効投票は、直近の4回の選挙、参議院選挙を調べてみますと、約117票から178票という状況となっております。一番多かったのは平成8年の7月の10日執行の参議院選挙の比例代表ということが挙げられております。

また、島しょ部を除く区市町村においては本年の7月の10日に執行されました参議院議員選挙の東京都選挙区では、無効投票率が隣の檜原さんに比べて当町は2番目に高くなっている。また、比例代表につきましては議員さんがおっしゃるとおり、当町が一番高くなっているという状況は確認してございます。

無効投票率等につきましては、町村部は都内の区市町村と比べて人口が少なく、このため投票者数自体も少なくなるため、無効票数が少し増えただけでパーセンテージの変動につきましては大きくなる見込みと考えられます。檜原さんと奥多摩町の共通した特徴としては、人口の高齢化率が高いことが挙げられると思います。

参議院選挙の投票用紙の記載につきましては、東京都選出は候補者名、比例代表につきましては政党名のほかに名簿登載のある候補者名を書くことが出来るため、高齢者による記載の誤りが多くあるのではないかと考えられております。

いずれにいたしましても選挙制度や国から示されている投票方法等について今後更に事前のお知らせなども通じまして、周知、無効投票数が少なくなるように努めてまいりたいと考えております。

2点目の記号式投票の具体的な時期ですけれども、こちらはいずれにしても時期等につきましては今後検討させていただきたいと考えております。先進地を研究、検討した上で検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

最後に、移動困難者につきましてですけれども、先程町長から答弁を申し上げましたけれども、まずは統廃合をした地域という形でございますけれども、こちらにつきましても庁用バス等もございますので、そちらも含めて検討はしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 相田恵美子議員、再々質問あれば、どうぞ。

○3番（相田恵美子君） 質問ではありません。私の意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

今回、一般質問するに当たって全国の類似自治体の投票数、無効票について調べました。私は、ネットなり、直接なりで調べているプロセスの中で1つ気がついたことがあります。

それは、奥多摩町は、選挙の結果を必ず執行された翌月、或いはその翌々月に町広報にその結果を掲載しているということです。他の自治体も町長選や町議選などの身近な選挙に対しての広報はあるのですが、今回のような国政については、私が調べた限りでは、全国の類似自治体の広報ではほぼ掲載されておりました。これは、奥多摩町が選挙に関する意識の高さを表しているのではないかと思います。

選挙は、よりよい社会をつくっていくために代表者を定めるための大切な権利です。そして、まちづくりは選挙から始まります。私たち議員も町民の負託をいただき、町民の意見をまちづくりに反映させるための代表としてこの場に立たせていただいているのです。

若くて健康の人だけが有権者ではありません。どのような状況にあっても選挙に行ける環境づくり、投票バリアフリーは必須であると思います。

地域性もあると思いますが、故意でない無効票を少しでも減らす、そのような工夫と同時に、先程も申し上げましたけども、意識の高い奥多摩町だからこそ、投票バリアフリーの観点から投票の在り方を今後とも前向きに考えていただきたいと思います。

先程町長もおっしゃいましたけれども、ご答弁の中で、全ての命の重さは変わりありません。共生社会の実現、それはやはり一歩は、社会参加の選挙から始まるのではないかと思います。様々な町民がいる中で、全ての人一人一人が大切にされる奥多摩町であってほしいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、3番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、5番、木村圭議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 私からは、1つ質問をさせていただきます。学校運営協議会、小学校のあり方検討委員会についてでございます。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の法律は、平成27年に改正され、奥多摩町では、奥多摩中学校で平成29年度、古里・氷川小学校で平成30年度に導入されました。この制度は、学校と保護者、地域の皆さんが共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みです。

この制度の導入により反映されたことなどを含め、経過状況と今後の運営方針について

お聞かせください。

また、小学校のあり方検討委員会がこの9月に設置されることになりました。協議内容が現状の課題等となっておりますが、現段階での課題はどのようなことをお考えか。そして、この検討委員会の検討スケジュールについてお伺いします。

学校運営協議会及び小学校のあり方検討委員会は、共に子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現と地域の活性化に大きな影響をもたらす会と考えます。この会の運営と議論に大いに期待いたします。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、木村圭議員の一般質問、学校運営協議会、小学校のあり方検討委員会についてにつきましては、教育委員会所管となりますので、教育長から答弁させていただきます。

○議長（高橋 邦男君） 中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

若菜教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 5番、木村圭議員の一般質問、学校運営協議会、小学校のあり方検討委員会についてにお答えをいたします。

はじめに、この制度、学校運営協議会制度の導入により反映されたことなどを含め、経過状況と今後の運営方針についてでございますが、当町は、平成28年4月にコミュニティ・スクール準備委員会を立ち上げ、奥多摩町が目指すコミュニティ・スクールについて検討を重ね、奥多摩町立学校運営協議会規則や学校運営協議会委員候補者などについての案を作成いたしまして、平成29年度に奥多摩中学校、平成30年度に古里小学校と氷川小学校に学校運営協議会を置き、コミュニティ・スクールとして指定をいたしました。

コミュニティ・スクールの導入目的は、保護者及び地域の方々の学校運営への参画の促進や連携の強化を進めることにより、奥多摩町立の小学校、中学校と保護者及び地域の方々との信頼関係を深め、一体となって学校運営の充実、改善や児童・生徒の健全育成を推進をすることでございます。

学校運営協議会は、学校運営全般について学校と協議し、運営方針などを承認をいたします。

委員の主な役割は、1として、学校運営の基本方針の承認、2として、学校運営に関す

る意見、3として、教職員の任用に関する意見、4として、学校支援活動の総合的な企画・調整、5として、学校予算の編成及び執行への意見、6として、施設管理及び施設設備などの整備への意見で、令和3年度は、4月の第1回協議会では、学校経営基本方針、教職員組織、学校行事などについて、6月の第2回協議会では、学校予算、教職員、学校支援などについて、10月の第3回協議会は、各学校を視察をし、11月の第4回協議会では、次年度学校経営基本方針について、令和4年1月の第5回協議会では、学校評価について、3月の第6回協議会では、次年度教育課程について協議を行い、様々なご意見を頂戴いたしました。

また、今後の運営方針でございますが、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議をする機関といたしまして、奥多摩町教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民などの学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、奥多摩町立の小学校、中学校と地域住民などとの信頼関係を深め、一体となって学校運営の充実、改善や児童・生徒の健全育成をしてまいります。

次に、小学校のあり方検討委員会がこの9月に設置することになりました。協議内容が現状の課題などとなっておりますが、現段階での課題はどのようなことをお考えか、そして、この検討委員会の検討スケジュールについてお伺いいたしますですが、教育委員会としては、小学校のあり方検討委員会を設置するため、4月に行いました町議会議員との情報交換会をはじめ、古里・氷川小学校PTA総会、古里・氷川小学校での追加説明会、古里・氷川保育園長及び保護者への説明会、自治委員会で2回の説明を行ってまいりました。

このあり方検討委員会は、小学校の統合や統合しないための施策を検討するものではなく、現状の課題などについて検討するものでございます。

ご質問の現段階の課題としては、古里小学校と氷川小学校の児童の減少率が大きく異なり、古里小学校は5年前の児童数とほぼ変わりございませんが、氷川小学校は、古里小学校に比べ大きく児童数が減少しております。このように古里小学校と氷川小学校の児童数が違うことにより、学校の運営状況や保護者の意識が違うことは課題と考えております。

また、検討委員会の今後のスケジュールでございますが、この9月7日に第1回目の小学校のあり方検討委員会を開催し、委員の委嘱や今後の検討事項の協議を行いました。今後、検討委員会を今年度中に3回程度行いたいと考えており、協議内容といたしましては、現状の古里小学校、氷川小学校におけるメリット・デメリットの確認、今後更に人口が減少した場合、統合や統合しないための協議を行う、仮称ではございますが、新たな奥多摩教育検討委員会の設置基準や委員構成案などについて協議をする予定であり、会議内容に

については原則公開とし、町ホームページなどで公表するほか、町図書館、ここに閲覧用の会議要旨を設置をし、広く住民皆様にお知らせをしております。

なお、教育委員会といたしましては、第5期奥多摩町長期総合計画に基づき、小学校のあり方検討委員会を設置いたしました。町全体で奥多摩創造プロジェクトの各種施策を推進し、少子化対策に取り組み、各小学校を存続するため、全力を挙げて取り組んでいく所存でおりますので、議員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 木村圭議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（木村 圭君） 答弁ありがとうございました。

教育委員会では毎年、前年度の総括といいますか、有識者による点検評価ということで、一般でいう監査のような形が取られていると思うんですけど、令和3年度の連携評価もここで公表されていますけど、その中で小学校の在り方についての検討項目の中で、有識者の意見としまして、学校の在り方については、遅かれ早かれ現在の生徒数を考えると、今すぐということではないが、統合ということを視野に入れていかないといけないかと思うと。また、子どもたちがある程度大人数の中で教育を受けたほうがいろいろプラスになるんだろうというような意見が出ております。

また、その点検評価の総括ということで教育委員会が示しているものでは、近年、過疎化による青少年の人口が減少している当町にとって、児童・生徒の社会性を育む上で、教育環境や学校運営など、様々な面で大きな影響を及ぼすことが懸念されていますというような表現がされて、直接ではないが、ある程度、統合して大人数で教育したほうがいいんじゃないかというようなご意見かと思えますけど、それについては評価したいと思います。

あと、教育委員の4名の方の意見としては、1学年9名を下回るような場合に、統合を含めて検討する必要があるというような意見も出されておると聞いております。あと、全国では、やはり青少年の人口減少ということで、小中一貫校が増えているというふう聞いております。そういうようなことで、奥多摩町もやはりそういうことを視野に考える必要性もあるんじゃないかなと。やはり子どもの教育ということを第一に考えると、ある程度大人数で教育を受けるということが私、大切だと思っています。例えばそういうことになると、町に学校が1つということになれば、逆に学校施設など、例えば体育館なんかもある程度、今までよりも規模を大きくして、また、設備としては冷暖房が完備出来た体育館とか、例えばそういうことをやったり、或いはプールなども屋内の温水プールにするとか、そういうことによって例えば体育館は、非常時の町民の避難所ですとか、或いはプールについても年間を通じて町民の運動に寄与するとか、そういうようなこともメリットと

してあるんじゃないかなというようなことを考えますと、この辺もひとつ町長の所見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 木村議員から非常に示唆ある発言、ご提言をいただきました。まさしく来年、再来年の話ではありませんけれども、その教育委員会の報告書、今回の第4号に載っていましたような内容は、教育委員会ならずとも町全体でかみしめていかなきゃならない内容であろうと思います。

確かに施設の問題、いろいろな形、基本的にはやはり今おっしゃった、子どもの成長に資するような教育でなければいけないというのが大前提であります。ただ周辺の施設その他のことを考えると、やはり教育は、私は効率で考えるべきではないとは思っていますけれども、施設とかそういうものについては、やはり効率も考えなきゃいけない、町の財産として効率も考えなきゃいけない。今のようなご意見を土台にして、これから中であらうかと、それから皆様とも、それから町民皆様とも、まさしくコミュニティ・スクールがそういうことを議論する場でもあると思いますので、その辺をしっかりとこれから展開していきたいというふうに思っています。

あともう一つは、やはり来るべき時期に、統合したときのいろんな財政的な問題、それがれる部分とそれから交付されなくなる部分と、その辺の部分も少しバランスをどうなるのかということもやはり試算をして、9人だったら駄目なのかどうかということもしっかりと試算した上で、今後の対応を考えていかななくてはいけないというふうに思っています。

そういう意味では全国の町村、特に村では、本当に複式とか、5人以下というところで頑張っている事例もありますので、そういうところの状況もしっかりと把握した上で、奥多摩町は東京都ですので、都心に2時間もかからないで行ける場所でこういうふうな状況であるということは、全国の町村とはまた違った条件がいろんな意味であると思います。そのところもしっかりと考えていきたいと思っておりますので、今後ともあらゆる場面で、それからコミュニティ・スクール、それからあり方検討会、そしてこの議会での話、いろいろな形でご示唆をいただいて、我々が常にこのことを念頭に置いて一つ一つやっていくんだという気持ちを常に切らさないでやっていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 木村議員、再々質問あれば、どうぞ。

○5番（木村 圭君） ありがとうございます。ぜひ子どものためにどうあるべきかということをお考えいただいて、よりよい方向で進んでいくようにご努力をお願いしたい

と思ひまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、5番、木村圭議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、12番、原島幸次議員。

〔12番 原島 幸次君 登壇〕

○12番（原島 幸次君） 12番、原島でございます。

1点質問させていただきます。災害弱者の逃げ遅れの防止についてでございます。

地震や土砂災害で高齢者が災害に遭う例が相次いでおります。令和3年5月20日付で災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」と「避難指示」は「避難指示」に一本化されました。

災害時に大きな被害を受ける障害者や高齢者など、自分で逃げるのが難しい人に関しては、個別の避難計画を作成するよう市町村に努力義務が課せられました。

なお、対象となるのは、介護が必要な在宅の高齢者や障害者であり、一人一人について災害時の避難場所や自宅からの経路、支援者を記載することと求めています。また、逃げ遅れを防ぐための基礎となる情報をあらかじめまとめておく意義は小さくはございません。

政府は、東日本大震災を受け、2013年、災害弱者の名簿作成を市町村に義務づけるとともに、個別の避難計画作成を呼びかけた。健康状態や同居する家族の有無など、それぞれの事情は異なり、実態に即した計画にすることです。

自治体は、本人や家族、福祉関係者、地域住民らと丁寧に協議し、避難計画の作成を進めることが必要でございます。

当町の現状についてお伺いさせていただきます。

- 1、災害弱者の名簿は作成しておりますか。
- 2、個別の避難計画は、策定されておりますか。
- 3、地域が一体となって災害弱者を支援する体制づくりはいかがになっておりますか。

その点についてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 12番、原島幸次議員の一般質問、災害弱者の逃げ遅れの防止についてお答えをいたします。

まず、1点目の災害弱者の名簿は作成されていますかについてですが、町では、平成23

年に発生した東日本大震災の状況を踏まえ、平成 23 年度に東京都地域支え合い体制づくり補助事業を活用し、災害時要援護者マップ整備事業として、当町の基幹システムで管理する住民基本情報、介護保険情報、障害情報に基づき、災害時の避難行動に際し、支援を要する者、災害弱者、すなわち避難行動要支援者の名簿を作成したところであります。

その後、毎年度名簿を更新しており、今年度は更新事務途上のため、直近では昨年、令和 3 年 10 月 1 日現在で作成した名簿の数値となりますが、町全体で 302 名となっております。

昨年度までは、要介護認定 1 以上、身体障害者手帳 3 級以上、療育手帳 3 級以上、精神障害者保健福祉手帳 1 級以上のいずれかに該当するものを対象としておりましたが、今年度以降、町の地域防災計画の改定内容を踏まえ、そのほかに 75 歳以上の高齢者のみの世帯、在宅での人工呼吸器使用者の属する世帯、ひとり親家庭における乳幼児及び妊産婦の属する世帯も対象として避難行動要支援者名簿を作成するものとし、来年度以降は、台風シーズン前に名簿を更新することとしております。

次に、2 点目の個別の避難計画は作成されていますかについてですが、国は昨年、令和 3 年に災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について市町村に作成を努力義務化したところであります。

これを受け、町においては地域防災計画の改定の中で、第 2 編・震災対策編、第 1 部・災害予防計画、第 13 章・災害時の要配慮者及び避難行動要支援者対策として令和 5 年度までに個別避難計画を作成することを規定したところであります。

今般の国の法改正は、甚大な被害をもたらした令和元年 10 月の台風第 19 号災害（東日本台風災害）において高齢者等要配慮者の被災が多数発生したことを踏まえたもので、当町においても当該台風災害は記憶に新しいところであり、幸い大きな人的被害はなかったものの、当町の地域特性を踏まえれば、震災だけでなく、風水害による土砂災害への備えも重要であることから、今年度の総合防災訓練から被害想定に風水害を加えたところであります。

そして、災害はいつ何どき発生するか分からないことを鑑みれば、個別避難計画の作成について優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間を地域防災計画に定め、来年度を待たず、今年度から同計画を作成するよう、所管課に指示したところであります。

次に、3 点目の地域が一体となって災害弱者を支援する体制づくりはについてですが、町の地域防災計画の改定において避難行動要支援者への支援に係る関係機関として、青梅警察署、奥多摩消防署、民生児童委員連絡協議会、社会福祉協議会、自治会連合会、消防

団を位置づけており、また、個人情報保護に十分留意した上で避難行動要支援者名簿、更に個別避難計画を活用するとともに、防災知識の普及・啓発を図り、地域における救出・救護体制の充実を図るため、また、個別避難計画と自主防災組織による各地区の防災計画との整合を図り、地域全体での避難が円滑に行われるよう、町として個別避難計画で定めた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の一体的な運用が図れるよう、避難訓練の効果的な実施によって地域が一体となって支援する体制づくりを構築してまいります。

議員ご質問のとおり、個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者の健康状態や同居する家族の有無など、それぞれの実態に即した計画となるよう、町といたしましてもご本人、ご家族をはじめ、地域住民皆様、町内の関係機関と連携を図り、個別避難計画の作成を進めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 邦男君） 原島幸次議員、再質問はありますか。どうぞ。

○12番（原島 幸次君） 1点質問させていただきます。

最近の気候変動によりまして、当町においても、いつ、どのような災害が起きるかわかりません。例えば線状降雨帯による大雨、或いは大雪等もあると思います。現在、避難勧告から避難指示に一本化されました。この変更を町民が知らない方も多いのではないかと思います。新型コロナ感染で、ここ3年間ぐらいは避難訓練をやっておりません。町民の命を守るためにも町民がわかりやすい周知徹底をお願い出来ればと思います。そのためには、広報だとか、防災無線を使った周知徹底方法があると思いますが、まだほかにもあれば、そんな形で災害弱者を守るためにも、ぜひ周知徹底を図っていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 12番、原島議員さんの再質問にお答え申し上げます。

避難指示の一本化の部分でございますけれども、こちらにつきましては、広報では引き続き数回住民皆様にお伝えをしております。また、避難訓練の場につきましても令和元年の部分では避難訓練が行われたんですけれども、それ以降、住民皆様の自治会一体となって行われる訓練につきましては規模を縮小しているという現状でございます。しかしながら、各家庭につきましては各戸配布などを通じて資料を配布させていただいております。引き続き資料の配布、また、ホームページ含めて周知はしてまいりますけれども、出来る限り総合防災訓練を工夫しながら今後は進めてまいりたいと考えております。

今回はコロナで中止になってしまいましたけれども、各戸配布の資料を見ていただき、

また、当日には、放送なども周知させていただいて、避難の備えですとかを行っていただくようお願いをしております。

また、当日には各自治会さんを各課長職が訪れて、資料に基づいて説明も行ってまいりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 原島幸次議員、再々質問あればどうぞ。

○12 番（原島 幸次君） ご答弁大変ありがとうございました。特に再質問ございません。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、12 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります、ここで休憩としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時 00 分から再開いたします。

午前 11 時 51 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（高橋 邦男君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、10 番、宮野亨議員。

〔10 番 宮野 亨君 登壇〕

○10 番（宮野 亨君） 10 番、宮野でございます。

それでは、2 問質問させていただきます。

サンタリーボックスの男性トイレにも設置を。

サンタリーボックス（汚物入れ）を男性トイレにも設置を願います。女性用トイレには生理用品などを捨てるサンタリーボックスがあります。一方、男性トイレにはないことのほうが多いです。前立腺がん等の病を患った男性らが使用済みの尿漏れパットなどを捨てる場所がなく、困るケースが生じています。

こうしたデリケートな問題は、男性も声を発しにくい。奥多摩町はこうした声を受け止め、積極的に取り組むべきと考えます。

町内様々な場所に 42 か所の観光用公衆トイレがございますが、約 130 個の個室があります。うち半分の 65 個は男性用と思います。費用面でも高額にならないのではないかと思います。ぜひ設置を進めていただきたいと思います。町のご所見を伺います。

2点目、心の豊かさと幸福度について。

先日、テレビで埼玉県鳩山町が幸福度が1位という内容で取り上げられていました。ここは平成30年7月、指圧の会の研修で行ったところでした。鳩山町は2025年には高齢化率50%になる模様であります。地域包括支援センターの一般介護予防事業を重視し、様々な取組を行っています。

その他交通事故死亡が13年連続ゼロであり、デマンドタクシー（乗合いタクシー）1回200円、町内どこでも、こうしたサービスで運転免許証を返納しても安心であります。

町に若者を呼ぶため、若者支援も充実しています。町の空家を活用した若者向け格安シェアハウスや町内指定の施設でアルバイトをすると、3万8,000円の家賃が無料となる学生向けシェアハウスなどを行っています。こうした10年にわたる取組で幸福度1位に輝いたのだと思います。

そこで、今現在、コロナ禍及びウクライナ情勢を受け、国民、町民が心の豊かさ、幸福度についてもう一度考えるべきではないでしょうか。今、何が幸せと感じられるのか、改めて問う必要があると思います。

以下質問します。

- 1、町民の心の豊かさを察するとしたらどのように考えられますか。
- 2、今後、幸福度を研究し、町政運営に反映させる考えはありますか。

町のご所見を伺います。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10番、宮野亨議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、サニタリーボックスを男性トイレにも設置をについてお答えいたします。

前立腺がんや膀胱がんといった病気で、日常的に尿漏れパットやおむつを利用する男性が捨て場に困らないよう、また、性的マイノリティーへの配慮から、一部の自治体や商業施設などで男子トイレの個室へサニタリーボックスを設置する動きが広がっていることは報道等で認識をしております。

男子トイレの個室へサニタリーボックスを設置している自治体の状況を見ますと、まずは住民の方の利用が多い自治体庁舎や文化・スポーツ施設などの公用・公共施設へ設置されており、サニタリーボックスであることの表示やサニタリーボックスを設置した理由を示すなど、一般のごみ箱ではないことを周知した上で設置をされております。

ご質問にございました観光用公衆トイレの男子トイレの個室へのサニタリーボックスの

設置についてですが、観光産業課において町が管理する観光用公衆トイレを調査した結果、現状、男子トイレの個室にはサンタリーボックスは設置していない状況であり、観光用公衆トイレの誰でもトイレにも一部設置されていない箇所がございました。

一方で、観光用公衆トイレへのバーベキューなどの観光ごみの放置が後を絶たない状況もございますので、男性トイレの個室に設置することによって観光ごみの放置が増える懸念もございます。

現在において町には観光用公衆トイレの男子トイレの個室へのサンタリーボックスの設置についての声は届いておりませんが、多様性に配慮した対応も必要と考えておりますので、まずは観光用公衆トイレの誰でもトイレにサンタリーボックスを設置いたします。男性トイレの個室へのサンタリーボックスの設置については、先程申し上げました観光ごみの放置の問題、また、清掃作業員の負担増などの課題もございますので、今後の利用実態やニーズを踏まえつつ、必要性を判断してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、心の豊かさと幸福度についてお答えいたします。

1点目の町民の心の豊かさを察するとしたらどのように考えられるかについてですが、町では現行の第5期長期総合計画におけるまちづくりの指標といたしまして、奥多摩型住民総幸福度を定めております。これは、住んでよかった、住み続けたいと住民が思うことに対する指標として設定したもので、5つの幸福要素を設けており、令和元年度に実施いたしました「まちづくり住民アンケート調査」の結果は次のとおりとなりました。

幸福要素の1として「心身ともに健康である」と思う住民割合は、「やや思う」を含め、72.9%であり、要素2の「豊かな自然環境が守られている」と思う割合は、同様に78.8%、要素3の「健やかに育まれている」と思う割合は73.9%、要素4の「経済的に大きな不安がない」と思う割合は51.5%、そして、要素5の「地域社会やまちづくりに参加している」と思う割合は58.8%でございました。この結果は、その2年前に実施しました結果と同等か、数ポイント上回るものとなっており、一定の部分では町の施策は及第点であったと考えております。

ただし、アンケートの回収状況は、配布数1,500票に対して有効回収数は590票、率にして39.3%でございましたので、この点につきましては、今後どのような方法が効果的なのか検討する必要があると考えております。

2点目の今後幸福度を研究し、町政運営に反映させる考えはあるかについてですが、既に町では第5期長期総合計画に、まちづくりの指標として幸福度を設定しており、まちづ

くりを進める目安として位置づけを行っております。

また、町では、平成 25 年度に荒川区が中心となって立ち上げた「住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合」、通称「幸せリーグ」に参加しております。この幸せリーグでは、自治体の実務担当者による会議を開催し、政策に関する議論を通じて行政サービスのレベルアップと新たな発想や施策の創意工夫など、職員の政策形成能力の向上を図っております。

町といたしましては、こういった自治体間の連携も図りながら、町政運営に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（高橋 邦男君） 宮野亨議員、再質問ありますか。どうぞ。

○10 番（宮野 亨君） ご答弁ありがとうございました。

トイレのほうは、誰でもトイレに設置していただけること、よろしく願いいたします。確かに本当に、ごみを置いている人は、そういうこともひっくるめてマナーがよくなっていただく方向で使っていただくようになれば、またありがたいなと思います。トイレのほうはありがとうございました。

再質問ではなくて、要望になってしまいますが、幸せリーグというのは、令和 2 年 5 月 29 日の 8 回総会は書面開催であって、平成 30 年 7 月 13 日に第 3 グループが奥多摩町に視察に来ている幸せリーグのことだと思いますが、平成 23 年 3 月 11 日、今から 12 年前になりますが、東日本大震災を受けて、やっぱりそのとき、国が病んでいたときに幸福度も話題になりました。その年の 11 月 18 日にはブータン国王が福島県相馬市を訪れ、犠牲者に追悼を行ったりしております。

繰り返しとなりますけど、世界が今、混沌としているコロナ禍、ウクライナ情勢、燃料危機、地球温暖化による線状降水帯、非常に国民、また町民の方の心が少し病んできているのではないかと。ここで幸福度なんかもなるべく住民の方の心の安定を図るのに、もう少し工夫をして、大変ですけど、厄介ですけど、回収率も 39.3%じゃなくて、これがせめて 50%ぐらいまで引き上げられるような工夫をしていただいで、興味を持っていただく。そうすると、幸福度がはかれると、非常にありがたいんで、その幸福度なんかも、極端な例なんですけど、広報おくたま、ここに一目で奥多摩の皆さんの幸福度がこの辺まで来ているという、これ極端な例ですけど、一目で分かると、また、この広報もみんなよく見ていただけるとか、そういう関心度が出ますので、せっかく幸福度をはかっているんですから、こういう形で載せていただく。それが無理なら後ろのほうに、幸福度はこんなものですよということも示していただいで、2 年に一度でなくて、このアンケートの取り方とい

うのは非常に難しく、回収が難しいんですけど、町民の総意を、心の中をなるべく酌み取るような形の幸福度をはかっていただくようお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、10 番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、4 番、小山辰美議員。

〔4 番 小山 辰美君 登壇〕

○4 番（小山 辰美君） 4 番、小山です。

私からは、先程の澤本議員、宮野議員と重複する部分があるかと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

質問ですが、人口減少に負けない奥多摩町を目指して。

令和 2 年 12 月、町の人口は 5,000 人を割り、4,990 人となりました。現在は 4,815 人、7 月 1 日現在であります。ここ数年は、毎年 100 人前後の人口減少が続いています。

町は、十数年前より少子化対策を推進し、そのかいあって人口減少のスピードが抑制されました。ただ、人口減少を止めるまでには至っておりません。

平成 26 年の日本創生会議で、2040 年には奥多摩町が存続出来なくなるおそがある消滅可能性自治体と名指しで指摘されました。人口が減少しても、町も人も元気で住みたい、住み続けたいと思える町であれば良いのではないのでしょうか。

奥多摩町は、今後、人口減少を見据えたまちづくりを考えるべきであると思います。そのためには少子化対策の推進とともに、次のようなことも大切であると思います。①観光を元気にする。奥多摩湖の湖面利用、或いは旧小河内ダム建設時の旧小河内線の活用など。②住民力を生かしたまちづくりをする。庁舎建設をまちづくりの一環と捉えるなど。③地域の絆を深める。地域や町行事の充実、自治会活動への支援を強化するなど。④高齢者が暮らしやすい環境を整える。不便さの緩和、福祉の充実など。

そこで伺います。町は、人口減少に負けない町をどのように捉えているのか、また、実現のためにどのような施策が考えられるのか、伺います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4 番、小山辰美議員の一般質問、人口減少に負けない奥多摩町を目指してについてお答えいたします。

人口減少、或いは平成 26 年の日本創生会議による消滅可能性自治体の公表や少子高齢化等、人口・過疎に関する問題につきましては、町におきまして長年の懸案事項であり続け、議員皆様からもご質問等をいただき、その都度、町が推進する少子化定住化対策をはじめとする各種施策をご説明させていただき、現状において一定の効果が表れていることを申し上げてまいりました。

しかしながら、議員からご説明がございましたとおり、人口減少を食い止めるまでには至っていないことは事実であり、私も同様の認識を持つところであります。

過疎地域の指定を受け、全域が秩父多摩甲斐国立公園に包含されている奥多摩町は、人口は多くありませんが、その分、都市部にはない自然豊かな水源の町でもあり、人々の生活も趣のあるものになっております。

一般的に人口減少や過疎という言葉は、否定的、消極的に受け取られるケースが多いのですが、現代社会におきましては、SDGsをはじめとするエコロジカルな自然と調和した社会が求められており、そういった観点からは奥多摩町の価値や存在意義は高まっているものと考えております。

議員からは、人口が減少しても、人も町も元気で住みたい、住み続けたいと思える町であれば良いのではないのでしょうか。そして、今後、人口減少を見据えたまちづくりを考えるべきであると思えますとのご提言をいただきました。また、観光を元気にする、住民力を生かしたまちづくりをする、地域の絆を深める、そして、高齢者が暮らしやすい環境を整えるといった4つのご提案もいただきました。

いずれの項目につきましても、町がこれからもあり続けるために必要であり、検討していくべき事柄であります。

既に日本の人口は、平成 20 年をピークに減少に転じており、現在は、全国的に人口減少問題を論じる時代に突入しております。

町といたしましては、今後も人口が減少していく傾向は、現実的に避けられないものと想定しておりますが、そういった状況下でも地域コミュニティや住民皆様の生活が維持出来るよう努めていかなければならないと認識しております。

そのためには先程触れました人口減少や過疎が必ずしも悪いことだけではなく、これからの時代のライフスタイルにも合致することや町固有の価値やメリットについて広く発信するとともに、住民皆様にも町の良さを改めて知っていただき、前向きな気持ちになれるようなまちづくりが必要であると考えております。

また、減少していく人口に対しましては、少ない人口規模でも地域コミュニティや生活

が成り立つ具体的な施策を考えなければなりません。

現在、町では子育て推進施策や定住推進に資する施策を継続して展開しておりますが、人口減少のスピードには追いついていかないのが実情であります。

以前、町議会でも申し上げましたが、地域の充足度は、定住人口（住民票主義）の数値だけではかる時代ではなく、むしろ地域で暮らし、また、地域と多様に関わろうとする人々の質的な充足度こそ大切であるとも言われております。

第5期奥多摩町長期総合計画の前期5か年における中間報告書では、多摩大学の産官学民連携センター長でもある経営情報学部の松本祐一教授に、後期5か年に対する方針の意見をまとめていただきましたが、ここでもこれまでのある意味、応急処置的な施策から、人間でいえば体幹を鍛えて様々な困難に立ち向かえる町へと体質改善を行い、少しずつ変わっていく必要があり、そのために意識すべきポイントの一つとして関係人口への働きかけに触れられております。

また、一方でコミュニティに関しましては、行政が行う施策や事業は、住民に対するサービスという側面があり、その場合、どうしても提供者と顧客という関係となって、住民は受け身でサービスの量と質を求めてしまいますが、今後は想定外の災害や感染症など前例がない中で課題解決を求めることが増えると考えられ、提供者と顧客という関係では難局を乗り越えることは出来ない。住民もまちづくりの主体者となって町政に参加するという姿勢が必要となる。行政に求められるのは、住民たちの参加を促し、参加しやすい環境を構築していくことが必要との見解を示されております。

なお、関係人口の見方につきましては、明治大学農学部の小田切徳美教授が全国町村会発行の町村週報で次のように記しております。

「関係人口という言葉がマスメディアに登場する機会が増えている。しかし、地方自治体の関係者には、関係人口に一体どのような意味があるのかという思いを抱いている方もいるようである。それは、関係人口を増やしても住民税も地方交付税も期待出来ないからであろう。しかし、それは過小評価である。国土交通省による調査によると、定期的・継続的に関わりがあり、かつ地域を訪れると定義される訪問型関係人口は、約861万人と推計されています。更には地域のイベントや企画などの運営に関わる直接寄与型は約300万人もおり、地方から見ても気にしなくて良い数字ではない」としております。

そして、それ以上に注目すべき点として、「住民が活発な活動を行っている地域に関係人口は集まる傾向が見られ、更に言えば、そういった地域では移住傾向も強い。多様な関係人口を移住者予備軍と決めつけてしまうのは問題であるが、結果としては、そのような

地域では移住者の数も多い。また、直接寄与型のような人々は、魅力的な人や場面、時間の流れがなければ集まることはないだろう」と記しております。

町といたしましては、全国の過疎地域が同様の問題や課題を抱える中、こういった社会情勢も見極めつつ、人口減少に負けない魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えます。

○議長（高橋 邦男君） 小山辰美議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（小山 辰美君） 要望と再質問1点あります。

まず要望ですが、住民力を生かしたまちづくりと質問したんですが、庁舎建設問題、今回の定例会の冒頭で、町長からご挨拶のときに、住民参加の委員会が設置出来るようになったと、3名の方の住民が決まったと伺いました。ぜひ今後委員会が発足して、いい庁舎が出来ることを望みます。

2点目の地域の絆なんですけど、これは、やはりこのコロナウイルス感染拡大の中、どこの自治体も事業の中止やイベントの中止、或いは縮小など、大変困った問題と対面してきました。そんな中、町でもやはりいろんな事業が中止になったり縮小したりしてしまいましたが、今後これが4年目に入ろうとしております。ぜひ率先して、今後の事業を開催する指導をしていただき、各自治会がお祭りといえば盆踊りやら、そういう事業が出来るように指導していただき、もちろん感染拡大は防止の上でやっていただきたい。そう考えます。

また、高齢者は、今までの問題は、議会でいろいろ出ております。引き続き高齢者交通問題とか、福祉の充実などはよろしくお願いいたします。

1点質問です。観光と産業のことなんですけど、奥多摩町は自然に囲まれた大変すばらしい町でございます。特に、ウォーキングやら、登山やら、キャンプやら、釣り、これは盛んに行われております。そして、むかし道、これは大変人気があるウォーキングコースでございますけれども、前にも一度一般質問じゃなくて何かで質問させていただいたんですが、中山トンネル、それから、国道をまたぐ水根陸橋、あのコースを試験的でもいいから通らすことが出来ないかどうか。大変今、いろいろなイベントの中で、トンネルだとかそういう魅力がいろいろ発せられております。ぜひそれを検討して試験的にうまくいけば、ぜひやってもらいたいなと、そう思います。

そして、産業のトンネルの利用も、これも前も質問したような気がするんですけど、トンネルを保管庫、冷蔵庫に代わりに使ったり、或いは奥多摩町でもやっていますキノコ業者がしていますキノコの栽培、そういったものをもっと更に出来ないか。そして、奥多摩

町の農産物も少ないんですけども、今これもはやっているんですが、ワインブームですけども、ワインブドウの栽培の試験栽培も出来ないのか。数軒の家に試験用にブドウを配布して、それを育てて実験することは出来ないのか、伺います。

以上、1点だけお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 4番、小山議員さんからの再質問にお答えをいたします。

観光産業についての様々なご提案、ご提言をいただいたことと受け止めております。まず、むかし道の中山トンネル、水根陸橋の試験的に通れないかというようなお話がございます。こちらにつきましては様々な許認可等もございますので、そのあたりをしっかりと調査をしまして、第一には利用者の安全を確保しなければいけないというところが一番の課題だと考えておりますので、この場では試験的に通すことが出来るか出来ないかという答弁のほうは控えさせていただきながら、利用者の安全を考えながらコースのほうの選定をしてみたいと考えております。

また、トンネルの利用についてということで、保管庫ということで、冷蔵庫だとか、キノコの栽培というようなご提案をいただいております。このあたりにつきましては、町が主導してこの部分をやるかどうかということ、やはり実際に実施していく団体、こういうところがやっていただく、そういう機運が高まってくるということがまず第一になると思います。また、トンネルの利用が果たしてそういう目的に使えるのかどうかということも含めて、総合的に判断はしていかなければならないかなと感じております。

最後に、ワインのブドウの栽培が出来ないかというようなご提案もいただいております。この部分も先程の部分と重複いたしますけれども、町が主体的に試験的であれ、ブドウの栽培、ワインをつくるというところまでのことが出来るかということ、やはり長期的にこの部分、試験的にやっても、その後のことまで事業のほうは考えていかなければならないと。もしくは、ワインをつくるにはたくさんのブドウが必要だという部分もございます。そのような立地の状況、また、そのワインの栽培をしていただける方が果たしていらっしゃるのか。あと、事業費をどうしていくのか、そのあたりも総合的に判断をしていかなければいけないのかなと思っております。

いずれにいたしましても小山議員さんからは、町にとってもっと農産物を増やしたほうがいいんじゃないかというご提案ということで受け止めさせていただきまして、今後、ワサビ、治助芋だけでなく、町の特産物が増えるような形で、もし補助金だとか、事業費、

やっただけの団体等、そういうような提案をいただいたときに実現可能かどうかも含めて判断をさせていただきたいと思いますので、ちょっとご回答になったか、非常に申し訳ございませんけれども、お答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 小山辰美議員、何かありますか。

○4番（小山 辰美君） 何事も最初、何もないところからやることは大変難しいことなんですけど、まずは考えて、次に行動を起こすということを考えていけば、将来はそういったことが出来るんじゃないかと、そう考えますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、4番、小山辰美議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、1番、伊藤英人議員。

〔1番 伊藤 英人君 登壇〕

○1番（伊藤 英人君） 1番、伊藤です。

奥多摩町の庁舎建設、将来像、シビックプライド、ローカルアイデンティティ、SDGsについて。

まちづくりの最上位計画として2015年策定された第5期長期総合計画は、「人 森林 清流 おくたま魅力発信！」をまちづくりのキャッチフレーズとし、基本理念を「豊かな森林と清流の中で自然と共生する本町は、多くの魅力に包まれた、住む人と訪れる人が癒やされるまちづくりを進めています。この生活環境を多くの人に伝えることにより、より多くの人々が本町を訪れ、生き生きと活動する住民と交流することにより、活力あるまちづくりを展開します。そのために住民一人一人が本町の生活者であることに誇りと生きがいを感じ、生涯を健康で安心して暮らせる町として住み続けたいと思えるよう、多くの住民が役割を持ってまちづくりに参加します」と掲げております。

更にその10年前、2005年には「奥多摩町は、町制施行50周年を記念し、豊かな自然環境を守り、健康で安心して暮らせる町を後世に継承するための活動を推進することを宣言する」として、「豊かな自然環境を守り、健康で安心して暮らせる町を後世に継承するための活動推進宣言」を発表しております。これらの理念や宣言は、採択当初と情勢の大きく変化した2022年現在においても町の魅力、あるべき将来像を的確に捉え、伝えているように思います。

住民が地域に誇りや愛着を持ち、貢献したいと思う気持ちをシビックプライドといいま

す。町民有志によるごみ拾い活動やまちづくり委員会のマナーアップ啓発事業等に見られるように、近年、奥多摩町ではシビックプライドの表出が顕著であります。こういった機運の醸成は、長期総合計画の基本理念の中でも「住民の一人一人が本町の生活者であることに誇りと生きがいを感じ、多くの住民が役割を持ってまちづくりに参加します」として明記されるものであります。

また、地域の特徴的な個性のことをローカルアイデンティティとって、人、森林、清流という豊かな自然と共生する生活環境が奥多摩町のローカルアイデンティティであると長期総合計画から読み取ることが出来ます。

まちづくり委員会によるマナーアップ啓発事業は、奥多摩町のローカルアイデンティティとシビックプライドが発現した好例と言えます。

全国的、世界的な大きな情勢の変化の中、町内においても庁舎建設という大規模事業が検討段階に入り、町の将来の在り方を決定づける妥協の出来ない時期に我々は臨んでおります。

以下、質問いたします。

①町は、役場新庁舎建設事業を今年度より実施しておりますが、2020年の長期総合計画中間評価報告では、町民が町政に参加しやすい環境づくりが提言され、シビックプライドも醸成する中、庁舎建設の検討に町民の参加は必須と言えます。町の設置する庁舎建設委員会における町民公募実施のほか、町民との意見交換会の実施も予定していると聞きます。また、長期総合計画では、女性の委員会参画目標値を50%としております。公募の結果、住民委員は何名となりましたでしょうか。また、庁舎建設委員会への女性の参加、意見の反映は、女性の活躍推進のみならず、庁舎建設の多角的検討に有効です。同委員会での女性の参画比率は何%でしょうか。

②豊かな自然環境を守り、健康で安心して暮らせる町を後世に継承するための活動推進宣言を奥多摩町は行っております。天災、人災共に世界中が危機に瀕している現在、奥多摩町が世界的都市である東京で果たすべき役割は少なくありません。現在でもセラピーウオークや一般財団法人おくたま地域振興財団による森林セラピー事業等がありますが、シビックプライド、ローカルアイデンティティを意識し、奥多摩町を訪れる人々と生き生きと活動する住民とが交流するような対外的な環境イベントの実施の意向はありますでしょうか。

③2022年7月、SDGsアワード西多摩2022というイベントが地域情報誌「街ブレ」の企画として実施されました。奥多摩町で観光用公衆トイレのクリーンキーパーを務める

オピトさんが持続可能な開発目標SDGsに取り組む団体として栄えある最高賞を授与されました。

2021年3月議会等の答弁にあるように、現在は社会の大きな転換期であり、展望を見通すことは難しいです。しかしながら、何もしないでいては町や世界を取り巻く事態の悪化は免れません。だからこそ町民は手探りで手の届く範囲のごみ拾いから活動をはじめたのではないのでしょうか。SDGsアワード受賞者3組のうち2組は清掃活動であることも今の状況を物語っているように思います。

一方で、「街ブレ」ホームページ掲載の受賞者座談会では、人づくりへの言及も多くあります。町におけるまちづくり、人づくりの取組として、官民協働のまちづくり委員会による委員会事業とまちづくり推進事業がありますが、推進事業の助成率は支援事業の自立化を促すため、複数年実施の企画については漸減する制度となっております。しかしながら、変動する社会情勢の中、推進事業申請者は手探りで活動を行っている状況であり、早急な自立を望むことは現実的には難しいと思います。

まちづくり委員会事業も、まちづくり推進事業も町のシビックプライド、ローカルアイデンティティ醸成に有効な取組であり、むしろ更なる支援強化を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時から再開といたします。

午後1時44分休憩

午後2時00分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、伊藤英人議員の答弁から行います。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1番、伊藤英人議員の一般質問、奥多摩町の庁舎建設、将来像、シビックプライド、ローカルアイデンティティ、SDGsについてお答えいたします。

1点目の庁舎建設委員会の住民委員の人数、女性参画比率についてですが、庁舎建設委員会の住民委員につきましては、8月8日から8月22日まで募集を行い、募集人員を3名

以内としておりましたが、結果といたしましては、住民委員は3名となりました。また、女性の参画比率ですが、委員会は16名で構成されますが、そのうち女性委員は4名で、率にいたしますと25%となります。

2点目のシビックプライド、ローカルアイデンティティを意識し、奥多摩町を訪れる人々と生き生きと活動する住民とが交流するような対外的な環境イベントの実施意向はあるかについてですが、町では、これまでもセラピーウォークなど、自然を生かしたイベントを行っておりますが、ご質問にあるような事項を意識した対外的な環境イベントの実施については、今のところ予定はございません。基本的には、これからもおきたま地域振興財団を中心に、森林セラピー事業を推進してまいります。

3点目のまちづくり委員会事業も、まちづくり推進事業も、町のシビックプライド、ローカルアイデンティティ醸成に有効な取組であり、むしろ更なる支援強化を検討すべきと考えるのがいかにかについてですが、議員からご指摘をいただきました推進事業の助成率が複数年実施の場合に漸減するという点に関しましては、過去に同様のご質問をいただき、企画財政課長からも説明しておりますが、この委員会は、住民等から成るまちづくり委員で構成されており、各委員が協議を重ねた結果、制度化されたものであります。

議員からの提案はご意見としてお伝えいたしますが、支援強化等の検討につきましては、まちづくり委員の意向を含め、委員会で協議する必要がありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 伊藤英人議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。再質問のほうをお願いいたします。

再質問の前に提案を2つほど。今のお話の自分の質問の2番目と3番目の部分ですけども、例えば2番目、この9月18日に公益財団法人東京観光財団さんの主催で、氷川溪谷でゴミ拾いのイベントを行うという予定が入っております。ゴミ拾いという活動をコンテンツ化するという事は、実際、町としても可能なのではないかと思うんです。町主体での実施が難しいようであれば、それは、③で提案しているように、官民協働であるまちづくり委員会のほうで予算を充てるなどして、実施する方向に誘導出来ればなどと思うんですけども、ご検討をお願いします。

質問のほうなんですけども、将来的なまちづくりの構想というのをテーマに今回一般質問させてもらったんですが、今年度から具体化する庁舎建設の事業というのはその端緒なんですけども、取りあえず時間も少ないものですから、町民の方々から庁舎建設について3点ほどご意見を伺っておりますので、町民の方々からの疑問について回答をお願いした

いと思います。1つ目が建設候補地はもう決まっているのではないか。2つ目が設計事業者はもう決まっているのではないか。3つ目が実際は町民等の意見を受け入れる気持ちとか、構想をもみ合うような考えなどはもともとないのではないかという点。それと、町民の方からのご相談で、庁内の関係機関として委員会への参画を打診されて、それに応じたけれども、結局それが町から却下されてしまったというものがあったというお話で、その基本構想を確定したり、基本計画を策定したりという立場の建設委員会が町民の尊厳を損なうような対応をするという発想で先行しているとする、それが生み出す新庁舎というのが果たして納得のいく建物になるのか、非常に疑問がある。ちょっとその辺の経緯とか、事実確認について検証をお願いします。

非常によくない評価、不信を町民から買うことになってしまうので。役場というのは物心両面で、オープンでフレンドリーな新しい役場を更に追及をしてもらえるように、これを機会にお願いいたします。

自分からは、要望が1点と質問が1点あります。現在進行中の丹三郎地内、自分が住んでいるところなんですけども、若者定住対策複合事業の集まりの中で地権者の方から、取得予定の当該町有地に役場新庁舎の誘致という要望がありました。これは、町民側からの提案で非常に貴重なものだと思うんです。誠実な対応をしていただきたいと思っております。

古里地区に新庁舎を建設するというのは、デメリットもあることは分かるんです。それは承知しているんですけど、丹三郎だとメリットも多いなというふうに分かるとも改めて思いまして、もう用地取得の目途は立っているわけだし、青梅・立川方向への通勤とか送迎とか、買物のついでに来庁出来るという利便性があるということと、西東京バスとも競合しない、だからコミュニティバスも運行しやすいという点があります。

役場新庁舎の建設については、とにかく幅広い検討を今後も役場の皆様と建設委員会の皆様には検討を要望いたします。

次に、質問なんですけど、河村前町長の時代から、庁舎建設は氷川地区からの移転は困難で、住民統合を含めたゼロベースからの検討は現実的ではないという見解があって、役場内部で調査検討を進めていたという背景がかねてからあったというのは、それは承知しているんですけど、実際には町民の意向に沿う形でなければ事業の推進は難しいわけですので、この庁舎建設というのがどういう気持ちで進めているのか、とてもシンプルな再質問なんですけど、妥協のない、後悔のないものをみんなで造ろうという意気込みが本当にあるのかどうか。それをお聞きしたい。庁舎建設への気持ちや思いについて、将来的な禍根のな

い庁舎建設の実現のためにどういう考えをお持ちか。率直な所見、意気込みなどを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 伊藤議員、要望と質問が結構こんがらがって、ちょっとわからない部分があるんですけど、一番最後のが質問ということですか。庁舎建設。

○1番（伊藤 英人君） 質問1、建設候補地、2、設計事業者、3、町民の意見を受け入れる気持ちはあるのか、4、建設委員会への参画を却下された経緯の確認、5としては、妥協のない庁舎建設をみんなでやろうという意気込みが本当にあるのかどうかの確認です。となります。

○議長（高橋 邦男君） 今の再質は、質問と関係ないんじゃないかなと思うんですけど、答弁のほういかがですか。庁舎建設の今言ったような質問というのは、今日出ている伊藤議員の質問として答弁とはちょっと関係ないと思うんですけど、町側どうですか。町側から答えていただきます。企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 1番、伊藤議員さんからの再質問にお答えいたします。

1点目、建設候補地は決まっているのではということが住民の方からあったというお話のようですけれども、当然これにつきましては、伊藤議員もご承知のとおりだと思うんですけども、建設委員会はこれから開かれますので、そこで先程町長からも答弁ありましたとおり、16名の委員さんが集まって、その中で建設候補地を含めて決めていきたいと思いますというお話はさせていただきましたよね。そういうお話はご承知のほうかと思しますので、そういう認識をいただければと思いますし、ちょっと質問の意図が若干私のほうもこんがらがってしまうんですけども、今まで私どもがお話ししてきたことが伝わっていないのかなと思ってしまいました。すみません。

それから、設計業者は決まっているかというお話、こちらも当然これからコンサル業務を含めてということで検討していくというお話、こちらのほうも議会のほうにはご説明をさせていただいております。そこから考えれば、当然まだ何も決まっていないという状況でご理解いただきたいというふうに思います。

それから、町民の意見を受け入れる気持ちはあるのかという3つ目のこちらも疑問をいただいたということなんですけれども、こちらにつきましても形はまだ完全に決まってはいたんですけども、少なくともパブリックコメント、基本構想、或いは基本計画策定の段階で2回は割いていただくという話と、また、基本計画がある程度煮詰まってきたところで住民委員の方々に対して説明会も開いていく意向はあるというお話も既にさせていただいているところがございますので、答弁というか、確認の意味というような発言になって

しまいますけれども、既にご理解はいただいていたのかなという中では是非ともそういったところは誤解のないように住民の方々にお伝えいただきたいなというところが私どもの気持ちでございます。

あと4点目の、これ建設委員会の委員の打診があったということでしょうか。ちょっと確認なんですけれども、打診という意味がちょっと。それで、打診があったのに却下されたという先程そういう発言をなされているんですが、建設委員会、これ公募という意味でしょうかね。多分16名の委員のうちの3名を住民で公募させていただくというのは、これは当然広報にも載せて公にしているところでもあります。残りの13名については、委員の案ということで、議員皆様にも既にお示しをしている中で、そちらはこちらで個々に団体のほうへお願いに行っていてしておりますので、先日もご質問の中で、住民委員が何名応募がありましたかということで6名というお話で答弁をさせていただきました。その要は選考理由というところについては、これはちょっと公表もしないという約束の中でさせていただいていますんで、その回答は控えさせていただきましたが、そこについて例えばこちらから何か打診して却下したとかというその事実関係が全くうちのほうにはありませんし、その根拠というのが何なのか、逆に私どものほうが困惑しておりますので、ちょっとこの部分については何もお答え出来ないという状況です。手続的にもそういうことは出来ないので、ご理解いただきたいと思います。私のほうで答えられるのは以上となります。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

○町長（師岡 伸公君） 伊藤議員から質問いただきましたが、庁舎建設の件は、今、課長が申し上げたとおり、それから2回の意見交換会と説明会でお示ししたとおりでありますが、やはり自治法の問題、それから、防災に対して最低限の備えをしなくちゃいけないと、そういうふうな問題のお願いはもちろんしていますが、最終的には庁舎建設委員会でいろんな形で、それこそ今、伊藤議員がおっしゃったような町民からの意見も含めてやって、そこから始まるということでございますので、十分ご理解をいただきたいですし、それから、これに意気込みをかけないはずがありませんので、我々も、しっかりと毎日毎日このことを考えて進めていますので、そこもぜひともご理解をいただきたい。そのくらいの気持ちでやっていますので、私はじめ職員全体がやはり住民の、先程宮野議員からもいろんなことありましたけれども、この町に住んでよかったとか、幸福度というふうなことを考えると、やはり少しでも早く安心させてあげたいという気持ちが私の頭の中にもいっぱいありますので、ぜひともそういう前提でよろしくご協力をお願いしたいと。

それから、今回、伊藤議員からシビックプライドとか、ローカルアイデンティティとい

うようなお言葉もありましたけれども、奥多摩の場合には、国、東京都、そして住民皆様に水と緑ときれいな空気をこれだけ供給しているという自負が昔からございます。そういう中で、私たち住んでいる住民というのは、余りそれを表現するということがうまくないんですけれども、肌身には十分感じているわけですね、その良さを。

ただ、今こういう時代になってそれを具現化していくというのも一つの我々奥多摩町にとっては大きなアピールであるというふうに、今質問をいただいて改めて感じていますので、今までの奥多摩をつくってきた諸先輩と、それから、新しい息吹に芽生えた人たちとがコラボレーションしてはじめてこのシビックプライドが確固たるものに私はなっていくと思うんですね。そういう努力も、私たち、私、そして行政、一生懸命やりたいと思いますので、どうかご理解をいただきたい。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 伊藤議員、何かあったらお願いします。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。答えにくい質問に答えていただいて。

建設候補地は、建設委員会が決めるものであり、まだ決まっていない。設計事業者は、スケジュール的にまだ先に決めるものであって、まだ決まっていない。当然町民の意見は、建設委員会の住民委員をはじめとして受け入れる。建設委員会の参画の依頼に関しての話は、そういった事実はない。町長からの再答弁もありましたが、意気込みはある。シビックプライドやローカルアイデンティティ、これからもどんどん醸成していただきたい。

この長期総合計画では、「人 森林 清流 おくたま魅力発信」とあるんですけれども、人も当然奥多摩町の魅力。最後にこの魅力発信というこの発信の部分も長期総合計画のキャッチフレーズに入っておりますので、奥多摩町が持っている観光のサスティナブルツーリズムという部分を更に発信していただければと思います。

庁舎建設に関して、今言ったように、これから建設委員会で決めていくものであるという事は十分承知なのですが、再質問の中でも言って繰り返しになりますが、視野の広い、幅広い検討をしていただきたいと思います。委員会の16名の方たちが、例えば女性の参画率が目標の中では50%なのに、その半分の4分の1、25%にとどまってしまっていることなども、なぜ役場が考える委員会の委員の依頼なのに、25にとどまってしまうのかとかそういうところも何か課題があるのではないかという気がします。その辺も含めて今後、庁舎建設とまちづくりは一体になって考えるという方向性で考えていきたいと思います。

今日は、一般質問ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、1番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、2番、森田紀子議員。

〔2番 森田 紀子君 登壇〕

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

それでは、私から2点質問させていただきます。

まず、第1点目は、核シェルターについてお伺いいたします。

ウクライナでの戦争が長引く中、世界各国から核戦争に突入する危険性を指摘する声が上がっています。ニューヨーク市の緊急管理局は、8月11日、核攻撃を受けた場合に住民が取るべき行動をまとめた動画を公開しました。また、ベラルーシのルカシェンコ大統領も7月21日、核戦争の奈落に陥ることを防ぐためには、ウクライナでの終戦に合意する必要があると語るなど、着地点の見えないウクライナでの戦争に核戦争を懸念する声明を出しています。

日本は、友好国でない核保有国、北朝鮮、中国、ロシアに囲まれており、令和4年だけでも北朝鮮からのミサイル発射事案は、6月5日までで16件に上り、また、米国のペロシ下院議長が台湾を訪問した後、中国が台湾を囲むような形で軍事演習を行い、日本の排他的経済水域、EEZにもミサイルが着弾しました。現代軍事学のセオリーにのっとると、戦争初動期における航空司令部へのミサイル攻撃が考えられます。横田基地は、米軍総隊作戦指揮所、また、航空自衛隊の司令部があることから、こうした有事下では横田基地から直線距離で約20kmの奥多摩町においても被害が想定されます。

NPO法人日本核シェルター協会が2014年に調べた核シェルターの普及率（国にある核シェルターで収容出来る国民の割合）は、スイスとイスラエルが100%、ノルウェーが98%、アメリカが82%、ロシアが78%、イギリスが67%、シンガポールが54%と高い割合で設置されておりますが、日本の普及率はたった0.02%であることが判明しました。これは、全国民約1億2,526万人のうち、約2万5,000人しかシェルターに入ることが出来ない計算になります。

そこで質問ですが、①公共施設内に核シェルターを設置することをどのように考えていますか。核シェルターは、火山噴火や地震などの自然災害が発生した際にも避難場所として活用出来るものだと思います。8月1日付、産経新聞に掲載されておりましたが、政府が地下駅をシェルターとして活用出来るか検討会を開催したそうです。奥多摩町でもトンネルなどをシェルターに転用出来ないか、検討していただけないでしょうか。

②令和4年7月に東京都国民保護計画が改定されましたが、奥多摩町での改定の時期を

お教えいただけますか。

それでは、2 問目に入らせていただきます。奥多摩町における外国人施策についてお伺いいたします。

2022 年 8 月 1 日現在、奥多摩町には 67 人の外国籍の方が暮らしています。人数こそ少ないものの、人口比は 1.4%で、高齢化率が 51%を超える奥多摩町にとって、この比率は決して無視出来ないものだと思います。特に、奥多摩町で特徴的だと思うことが、在住する外国籍住民の多くが技能実習生であるということです。貴重な労働力として、町内の福祉施設や建設現場で働いています。これら技能実習生のような外国人は、労働力人口の減少が加速する中、今後ますます増えていくことが予想され、ソーシャルワーカーとして町を支える貴重な働き手となり得ます。

しかし、現在、奥多摩町には外国籍住民に対応する特定の窓口がありません。また、町内には国際交流協会のような団体もないため、実質、外国籍住民のサポートは、受入企業や各家庭が担っています。町から発信される情報は、広報おくたまや回覧版のような紙媒体が多く、日本語を母語としない外国人にとって理解が難しいものとなっています。

町のホームページも英語、中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語にとどまり、実際に在住しているインドネシアやミャンマー、ベトナム、ネパール等の住民に対応しているとは言えません。また、PDFで公開されている情報は、端末によっては他言語に翻訳することが出来ません。

防災無線による情報発信も外国人にとっては理解のハードルが高く、緊急時には十分に情報の伝達が行われない可能性があります。

町内で日本語を学べる場所もなく、住民との交流の機会も限られています。更に、将来的には日本語支援が必要な児童・生徒が増える可能性もあります。

令和元年 6 月 28 日に施行された日本語教育の推進に関する法律では、外国人との共生社会を実現するために外国人を受け入れる事業者だけでなく、地方公共団体にも地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務が明記されています。

このような状況を踏まえ、今後、外国人との共生社会を実現するために、町はどのような対応をお考えになっているのか。その方針をお伺いしたく存じます。

私からは以上です。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2 番、森田紀子議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、核シェルターについてお答えいたします。

1点目の公共施設内に核シェルターを設置することをどのように考えていますか。核シェルターは自然災害が発生した際にも避難場所として活用出来るものだと思います。奥多摩町でもトンネルなどをシェルターに転用出来ないか検討していただけないでしょうかについてですが、政府が北朝鮮を念頭に弾道ミサイルの国内への着弾を想定し、地下鉄の駅（地下駅舎）や地下街などをシェルターとして活用出来るか議論するため、極秘に検討会を開いたことが本年7月31日にわかったと複数の政府関係者が明らかにしたと伝えられており、核弾頭や生物化学兵器が搭載された場合、現状の地下駅舎等では気密性の確保は困難と判断し、内容は機微に触れるため、公表を見送ったことが8月1日付で報道されております。

政府は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法に基づき、ミサイル着弾などの有事に備え、都道府県知事に避難施設の指定を義務づけており、令和3年4月1日現在、約9万4,000か所が指定され、現在、地下施設を緊急一時避難施設として指定する取組を集中的に行っているとのことで、この取組は、爆風でガラス片などの飛散が想定されることを示しており、本年6月1日現在、指定された地下駅舎は409駅に上るとのことでございます。

しかし、検討会では、ミサイルに核兵器や生物化学兵器が搭載された場合、地下駅舎で放射性物質の流入を防ぐのは困難であることを確認しており、地上と繋がっている地下鉄で気密性を確保するには大幅な改修が避けられないこと、しかも、緊急一時避難施設は、被害を軽減するための一、二時間程度の避難を想定しているにすぎず、長期の避難に必要な食料や生活用品の備蓄は、依然検討課題として残っているとのことでございます。

本年5月27日付の報道によりますと、東京都では、国民保護法第148条第1項の規定に基づき、緊急一時避難施設として地下駅舎105施設（都営地下鉄55施設、東京メトロ50施設）と地下道4か所の合わせて109か所を指定したことを発表しております。

施設は、ミサイル攻撃などの爆風などによる被害を軽減することが目的で、今回の指定で緊急一時避難施設は3,001か所となりましたが、これまでは学校や公民館などが主で、地下鉄駅の指定ははじめてとのことでございます。

ご質問のトンネルなどをシェルターに転用出来ないかについてですが、奥多摩町管内におけるトンネルは、国道・都道における東京都の道路管理者が管理するトンネルは24か所で、奥多摩町が管理する町道内におけるトンネルは4か所であり、いずれも起伏の激しい山間部の地形上の道路にトンネルが位置しており、トンネル内をシェルターに転用するこ

とは、起伏や構造上から難しいと考えられますが、一時的に近くのトンネル内に退避することは可能であると考えられます。

武力攻撃事態やテロなどの際の避難行動等につきましては、国民保護の取組から、現在、市町村防災行政無線等により緊急時に国から住民まで瞬時に配信される全国瞬時警報システム J-アラートが整備されております。町といたしましては、今後も国民保護法に関する国の基本指針及び東京都国民保護計画を踏まえ、町の国民保護計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、住民の保護のための措置を推進してまいります。

次に、2点目の令和4年7月に東京都国民保護計画が改定されましたが、奥多摩町の改定の時期を教えてくださいかについてですが、東京都では東京都国民保護計画を平成18年3月に策定しており、国民保護法及び国民の保護に関する基本指針に基づき、武力攻撃事態、着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃等や緊急対処事態、大規模テロ等において都が法定受託事務として実施する国民保護措置等を規定しております。

また、近年では、令和元年7月25日付で都の組織改正や基本指針変更に伴う変更などから、東京都国民保護計画の一部変更を行った経緯がございます。

町の国民保護計画の改定につきましては、引き続き国や都の国民保護措置等に注視し、必要な時期に改定を行ってまいりたいと考えております。

次に、奥多摩町における外国人施策についてお答えいたします。

議員からは、法律や町の現状をお示しいただき、今後、外国人との共生社会を実現するために町はどのような対応を考えているか、その方針について伺いたいとのご質問をいただきました。

はじめに、東京都が都内62区市町村を対象として昨年9月に実施いたしました多文化共生施策状況調査の結果をお伝えしたいと存じます。この調査の中で、外国人相談窓口の設置状況についての設問がありますが、窓口を設置していると回答した自治体が32団体で51.6%、設置していないと回答した団体が26団体で41.9%、無回答が4団体で6.5%ございました。

また、窓口を設置している32自治体のうち、直接運営としている団体は13団体で、国際交流協会への委託や協会事業への補助等は合わせて19団体であり、これらの中には、外国人が来庁した際、通訳タブレットを使用しているが、一般的な相談に限られ、外国人特有の問題に対する具体的なアドバイスが出来ないため、別の機関の相談窓口を案内しているや法律や医療などの専門的な相談については、東京都等の相談窓口を紹介しているなどの回答もいただきました。

町におきましては、外国人住民に対する相談窓口は設置しておりませんが、東京都が作成した多文化共生推進に係る各種発行物を技能実習生やE P A介護福祉士候補生の就労先である介護老人福祉施設等に配布して活用を図っております。

この発行物ですが、イラスト入りで、知っていると役に立つ「外国人向けの生活情報冊子」、定期券サイズで災害、急病、けがなどの緊急時の対応や情報入手方法及び日本人に支援を求める際の会話集を記載した「外国人のためのヘルプカード」、そして、地震についての知識や発災時の対応などをイラスト入りで説明した「防災リーフレット」の3種類となっております。

これらの冊子は、対応する言語も豊富であり、インドネシア、フィリピン、ミャンマーから来日した住民にも対応することが出来、現在は、転入届等ではじめて町役場を訪れる外国人に対しましても配布することとしております。

なお、町では転入等の手続は、住民課の総合窓口係で対応しておりますが、ほとんどの外国人が最低限の日本語を話せる状況にあるとのことでした。また、日本語でのやりとりが困難な外国人が来庁するケースもまれにありますが、その際は、就業先の事業者が付き添ってくる場合や町側でグーグル翻訳を活用して、コミュニケーションを図りながら手続を行っております。

ちなみに、東京都におきましては、多文化共生ポータルサイトを開設しており、グーグル翻訳により101言語に対応させております。

このように町独自では外国人に対する施策が十分とは言い難い状況にありますが、このことにつきましては、先程申し上げました多文化共生状況調査の結果にも示されておりますように、他の自治体でも同様の傾向が見受けられ、自治体の体制面を含め、対応に苦慮している自治体も多くある状況でございます。

しかしながら、議員からもございましたように、町内の福祉施設や建設現場で働いている外国人住民が増えており、高齢者が多い町においては、貴重な働き手として今後ますます重要視されてくるものと思われまます。

町といたしましては、東京都の施策を活用するとともに、技能実習生等につきましては、受入先である事業者や関係機関、日本人配偶者等につきましては、ご家族や近所の皆様のご協力をいただきながら、外国人との共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 邦男君） 森田紀子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） 私からは2点再質問させていただきます。

トンネルなどをシェルターに転用出来ないかという質問をさせていただきまして、お答えのほうで東京都や国のほうでも地下駅などを一時的にシェルターにすることを念頭に置いておりまして、奥多摩町でも一時的には出来るのではないかということなんですが、やはり、仮に核弾頭とかが落下した場合、放射性落下物、後日、例えば広島などで黒い雨が降った、それ自体に放射性物質が入っていたということで、例えば、木造住宅などの場合、やはり放射能の侵入率が高いかと思われまので、例えば公共施設での窓ガラスが割れてしまった後などに土のう袋などを積んで、その外気を遮断するようなことを考えておいていただき、例えば今、ポリマーが入っていて水を含ませるだけで土のう袋になるような商品も出ておりますので、そのような物質の備蓄などをご検討いただけないかということと、あとは外国人施策についてのほうの再質問で、町のほうで各事業所様などに外国人の方が来ていただいたときに、発行物やヘルプカードなどを示して日本での生活システムなどをご説明いただいているということですが、例えば今その技能実習生として日本に来た方に対する人権問題など、いろいろな問題が報道されておまして、例えば事業主の方に直接言えない方もいらっしゃるかと思いますので、そのような窓口を早急に町もしくはそういう担当、そういう意識が高い方がいらっしゃる場合があるので、その方を通じて何か対策を立てていただけないかと思いますが、以上、再質問2点でございます。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 2番、森田議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

1点目の落下物に対する土のう袋等の関連でございますけれども、こちらにつきましては、いずれにいたしましても武力攻撃自体に関する部分につきましては、国の基本方針で都の一時避難施設等の指定等がございますので、奥多摩町については、国都の状況を見ながら今後このようないろいろな面につきましては進めてまいりたいと考えておりますけれども、現在令和3年度から令和7年度にかけて、国については集中的な一時避難施設の指定について取組を行っておりますので、このような経緯も踏まえまして、今後町としての検討をしてみたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 2番、森田議員さんから2点目の再質問についてお答え申し上げます。

外国人の施策の関係ということで、町においても早急に窓口か、或いは対応出来る方等への依頼をとという内容かと存じます。こちらにつきましては、先程町長のほうからもご答弁を申し上げたところでございますけれども、なかなか直営で外国人の対応をされている

自治体も、全体から見るとやっぱり少ないという状況でもございます。そういったことも含めまして、町においても直営でやるにしても言語の問題とか、先程もグーグル翻訳の話もありましたけれども、議員のほうからは人権問題なんかの相談なんかも出来るようにというお話をいただいているんですけど、そうしますと、より一層その専門性が求められるというところもあろうかと思えます。

この辺につきましては、先程の答弁の中にもありましたけども、東京都のほうが多文化共生のほうの担当が生活文化スポーツ局というところが担当となっております、そこから今町のほうへも発行物等をいただいたりはしております。また、そういったところも相談なり問合せをしてみて、町で出来ることがあれば、そういうところに繋ぐとか、そういう対応の検討を図ってまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 森田紀子議員、何かあったらお願いします。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございました。

再質問ではないのですが、要望として、千葉県では8月26日、日本周辺での有事を念頭とした国民保護訓練を実施しています。平和を切望しております者として、終戦し、早期の和平締結が政治的に行われることを望んでおりますが、危機管理の観点から考えますと、最悪の事態を想定した計画が必要になるかなと思えます。町民の皆様の生命と財産の保護を第一に考えて計画を立てていただけたらと望みます。

また、外国人施策についてですが、現在、技能実習から特定技能に在留資格を変更するという流れが出来つつあり、特定技能は転職自由なので、資格変更した段階で町外に出てしまう可能性がありますので、今後の対応にかかっていると思えます。

日本は、移民政策を取らないという建前を掲げておりながら、足元で進む人材不足に対応するために技能実習制度などでなし崩し的に外国人労働者を増やしています。しかも実習先で暴行やパワハラを受けるなど人権侵害などの問題も噴出しており、本来であれば、国際競争力などを高める方向で外国人を日本人と共生出来る受皿をつくるべきだと考えます。

奥多摩町では既に一部の受入企業によって技能実習生に日本語を教えていただいていたりと、また、ここで氷川小学校での国際理解教室の実施を予定していただいております。

先程東京都のほうに繋ぐということでお答えをいただいておりますが、まず担当部署を定めていただき、実習生の方に日本になじんでいただき、働きやすい環境を構築していただけたらと存じます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、2番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後3時05分から再開いたします。

午後2時52分休憩

午後3時05分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、大澤由香里議員。

〔6番 大澤由香里君 登壇〕

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

私からは、2点質問をさせていただきます。

まず1点目です。奥多摩町の場合、少ない職員で多くの業務をこなさなければならず、職員1人当たりの責務や負担は少なくありません。そうした条件の中、職員の皆さんが心身共に健康を保って長く働けるように対策を講じることは特に重要です。

町では、健康診断に基づく健康管理やメンタルヘルス対策をはじめとして、職員の健康確保に向けた様々な取組が行われていると承知していますが、本日は、疾病を抱えた職員の治療と仕事の両立への対応について伺います。

近年の診断技術や治療方法の進歩により、かつては不治の病とされていた疾病においても生存率が向上し、長く付き合う病気に変化しつつあり、労働者が病気になったからといって、すぐに離職しなければならないという状況が必ずしも当てはまらなくなってきました。

しかし、忙しいなどの仕事上の理由で適切な治療を受けることが出来ない場合や、疾病に対する労働者自身の不十分な理解や職場の理解、支援体制不足により離職に至ってしまう場合も見られることから、厚生労働省は、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって疾病を増悪させることがないように、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立出来るようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた事業場における取組をまとめた事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインを2016年に作成しました。今年3月には改定版が公表されています。

ガイドラインでは、治療と仕事の両立支援は、労働安全衛生法に基づく健康診断において把握した場合を除いては、労働者からの申出を原則とすることから、本人からの申出が円滑に行われるよう、1、事業場内ルールの作成と周知、2、労働者や管理職等に対する研修による意識啓発、3、相談窓口や情報の取扱方法の明確化など、申出がしやすい環境を整備することが重要であると留意事項を示しています。

今の1から3について町ではどのように環境整備がされているのかお答えください。

次に、青梅線のワンマン化について伺います。

JRが2023年春頃をめどに、青梅から奥多摩間の青梅線のワンマン運転導入を検討しているという情報があります。ワンマン運転は、1つの列車に運転士のみが乗務し、車掌の乗務がない運転形態をいいます。車掌が乗務しないということは、社内サービス、車内秩序維持のほか、列車防護を第一次的に担う者が乗務していないということです。

青梅から奥多摩間の青梅線が短い2両編成でのワンマン運行となり、そのうち本数も1時間に1本程度になるのではないかとといううわさを聞いた町民から、「ただでさえ少ないのに、更に減便されたら困る」「車掌さんがいなくなったら乗り降りするときに安全が守れないのでは」「特に奥多摩駅はカーブが大きく、ホームとの距離が広い場所があるので、高齢者や障害者などは危険、見守りや介助してくれる車掌さんは必要だ」との声が寄せられています。

この点についてJRから町に情報提供や説明がありますでしょうか。ありましたらお知らせください。

以上よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6番、大澤由香里議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、治療と仕事の両立支援についてお答えいたします。

1点目の事業場内ルールの作成と周知についてですが、地方公共団体が職員に対して実施する福利厚生事業は、地方公務員法第42条において、地方公共団体は、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないと義務づけられています。また、平成17年3月29日付、総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」並びに平成18年8月31日付、総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」において、福利厚生事業については点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況

等を公表すること、また、これらの取組を通じ、住民の理解が得られるものとなるよう職員互助会への補助についても見直しを図ることとされております。

職員の福利厚生を図ることを目的として厚生制度と共済制度を規定しており、それぞれ主な実施主体は、厚生制度が奥多摩町職員互助組合、共済制度が東京都市町村職員共済組合となっております。

主な内容として、奥多摩町職員互助組合では、職員の冠婚葬祭に対する給付事業、自己啓発などに対する助成事業、職員やその家族の親睦・交流を図るための厚生事業を実施しております。

また、東京都市町村職員共済組合では、職員及びその家族の病気などに対して給付を行う短期給付事業、職員の退職、障害、死亡などに対して年金または一時金の給付を行う長期給付事業、健康保持増進などを目的として行う福祉事業に大別して3つの事業を実施しております。

職員に係る規程では、奥多摩町職員安全衛生管理規程を定めており、労働安全衛生法の規定に基づき、職員の職場における安全管理及び衛生管理に関し、必要な事項を定めております。

この規程に基づき、第3条総括安全衛生管理者等の設置では、職員の安全衛生管理を行わせるため、総括安全衛生管理者、主任安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び産業医を置き、第4条職務では、職員の危険または健康障害を防止するための措置に関する事、職員の安全または衛生のための教育の実施に関する事、健康診断の実施、その他健康管理に関する事、公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事などを規定しております。

また、町では、国からの指針に基づいてパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメント行為の防止について、令和3年2月に奥多摩町職員ハラスメント防止に関する指針を策定し、職員一人一人がハラスメントについて理解し、お互いの人格を尊重し合い、個々の個性と能力を十分に発揮出来る職場環境を実現し、言動や行動に注意するとともに、働きやすい職場環境づくりに取り組むことを定め、本年3月には職員以外の者と接する際にハラスメントを発生しないよう、十分に言動に留意する項目を追加するなどの改定を行っております。

職員については、福利厚生制度や安全衛生規程などの必要事項が周知されており、福利厚生制度の公表では、毎年、広報おくたま（11月号）の「奥多摩町の人事行政の運営等の状況」の「職員の福祉及び利益の保護の状況」において、健康診断の実施状況、公務災害

の補償制度及び厚生・共済制度について公表を行っております。

次に、2点目の労働者や管理職等に対する研修による意識啓発についてですが、管理職に対して毎年度当初の4月に行われる課長会議において、前年度実施しました職員の健康診断、ストレスチェックの結果、時間外勤務の状況及び年次有給休暇や振替休暇の取得などについて資料で概要を説明し、各課長・係長職については、職員の健康状況・管理等について注視するよう指示しております。

また、最近では令和2年度にパワーハラスメントについてオンライン研修講座、厚生労働省・明るい職場応援団を実施し、職員研修を行っております。

最後に、3点目の相談窓口や情報の取扱方法の明確化についてですが、職員安全衛生管理規程、安全衛生委員会及び職員の福利厚生制度などの所管は、人事担当課である総務課で所管することから、総務課長及び庶務係が職員の相談等窓口となり相談対応を行っており、更に必要な状況が生じた際には、衛生管理者を通じて産業医への受診や医療機関への受診に繋げております。

いずれにいたしましても職員が健康で元気に仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの取れた働き方が出来るよう、引き続き職場内のコミュニケーションが図られ、職員からの申出や相談等が円滑に出来るような職場の環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、青梅線のワンマン化についてお答えいたします。

議員からは、JRが2023年春頃を目途に青梅・奥多摩間の青梅線のワンマン運転導入を検討しているという情報について、JRから町に情報提供や説明があるかのご質問をいただきましたが、現在のところ、そういった情報はいただいております。

しかしながら、JRでは昨年12月のJR東日本ニュースにおけるプレスリリースで、首都圏の輸送システムの変革を進めるとして、無線式列車制御システムの導入や自動列車運転装置の高性能化により輸送安定性の向上及び利用客の需要やニーズに応じた柔軟な運行を実現すること、また、首都圏主要線区においてワンマン運転に向けた準備として、安全面における車両の改造工事や駅設備工事を進めるとしております。

ワンマン運転の導入が検討されているのは、山手線、京浜東北・根岸線、南武線、横浜線、常磐線などとされておりますが、今年3月のダイヤ改正では、八高線でワンマン運転が開始されました。なお、同路線では従来と同じ4両編成の車両が運行されております。

青梅線につきましては、先程申し上げましたとおり、現時点でワンマン化の情報はありませんが、首都圏の主要路線で2025年頃から導入が検討されていること、既に八高線でワ

ンマン運転が開始されていることから、遠からぬ将来、青梅線、或いは中央線などでもワンマン化の導入は避けられないものと考えております。

長引くコロナ禍におきまして、JRだけでなく、多くの公共交通機関が厳しい状況に置かれておりますが、JRでは会社発足以来、安全を経営のトッププライオリティと位置づけ、全社一丸となって安全性を高めるための取組を継続しております。

現在は、2018年11月に策定されました第7次となる安全5か年計画であるグループ安全計画2023において、環境変化に的確に対応した具体的な取組を進めるため、安全への投資額を5年間で約1兆2,000億円見込み、この取組を推進しております。

町といたしましては、青梅線及び沿線活性化に資するよう引き続きJR八王子支社と連携を図るとともに、必要な情報共有に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

ちょっと聞きたかったことと違ったかなというご答弁だったんですが、病気を抱えた職員の方を職場でフォローするというか、そういうことについてもう少し詳しく聞きたかったなというところがあります。

2番の研修についても、パワハラ研修ではなくて、例えば病気についての病気だということが必要かとか、どういうフォローが必要かという研修みたいなところを職場全体で、病気の特性とか、働くための体制づくりみたいな、そういうところの先進的な事例とか、厚労省が言っているところの留意点とかの研修をやっていただきたいなと思います。

あと相談窓口は、総務課庶務係ということですが、あと産業医ということですが、もう少し広いというか、各部署であるといいかなというふうには感じました。

1点再質問といいますか、確認をさせていただきたいと思います。ガイドラインでは、休業措置、就業上の措置及び治療に対する配慮の検討と実施についてという項目で、事業者は、主治医や産業医等の意見を勘案し、就業を継続させるか否か、具体的な就業上の措置や治療に対する配慮の内容及び実施時期などについて検討を行う。その際、就業継続に関する希望の有無や就業上の措置及び治療に対する配慮に関する要望について労働者本人から聴取し、十分な話し合いを通じて本人の了解が得られるよう努めることが必要であるとあります。

例えば理事者や上司がよかれと思って仕事の担当を外したり、仕事を減らしたりしても、本人の同意がない場合には、逆に精神的に追い詰めたりもします。本人の要望を聞き、了解を得ることは、最も重要な留意点だと思います。この点に関しては、町では病気になら

れた本人が誰とどのような話合いをする手順になるのかというところをお答えいただければと思います。

2点目のワンマン化について、今情報がないということだったんですけれども、かつての鉄道運転規則などでは、列車には運転士と列車防護に当たる係員、車掌が乗務することが前提とされていましたが、現在はこれらの規則に替わる鉄道に関する技術上の基準を定める省令というのがあって、列車防護係員原則乗務のような規定はなくなっています。ですが、新たに省令の第8章第6節に、動力車を操縦する係員が単独で乗務する列車等の車両設備という節を設け、ワンマン運転をするに満たさなければならない条件を定め、必要な条件を満たせばワンマン運転が可能としています。つまり、それまで車掌が担っていた列車防護の役割を、技術の向上によって機械化出来るようになったので、ワンマン運転が可能になったということだと思います。技術が向上した機械による安全担保も必要ですが、人の目や手で担保される安全も必要です。特に高齢者の多い奥多摩町では不可欠だと思います。

奥多摩駅のほうに問合せをしました。窓口にいる方にお聞きをしたところ、今の段階では委託された委託会社のスタッフが高齢者とか、障害者の方の乗降の補助や見守りをやってくれているということでした。それはワンマン化されても変わらないですかというふうにお聞きしましたら、ないですというご返答だったので、安心したんですが、無人駅では果たしてどうなのかというところで不安が残ります。

情報がないということですが、行く行くはなるだろうという町長のご答弁でもありました。ワンマン化を実施するに当たっては、安心して乗降出来る措置を取っていただきたいことと早めの周知、急にやりますということではなくて、かなり長い前からの周知をやっていただきたいと思います。

あと町民の方の意見にもありましたように、減便これ以上しないよということと、7月に国交省で有識者検討会というのがありまして、1km当たりの1日平均利用者数が1,000人未満の駅は廃線をするみたいな検討がされているんですね。奥多摩駅は多分そこに当てはまると思うので、廃線なんてとんでもないというところで、JRには減便も含めて、そういうところを強く強く要望していただきたいと思います。

ということで、再質問は、先程の誰とどのような話合いをするようになっているかというところをお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 再質は1点ということでよろしいですね。総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、大澤議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

病気になったときに誰とどのような話合いをしているかということでございますけれども、直接、課内の上司等に話が出来ない場合については、総務課、ここが最終地点でございますので、総務課、総務課長、また、総務課の庶務係という形は先程答弁でお話したとおりでございます。

その中でも、最終的にはここで状況によっては、副町長等に相談をいたしまして、最終的には、医療機関等にスムーズに受診が出来るように繋げていくという体制を取っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） すみません、大澤議員からは要望というようにお話だったんですけど、1点ちょっと補足というか、最後のほうで国交省の有識者会議で、一定の乗降客といますか、利用者が少ないところは今後廃線の検討もというお話のところがあったかと思うんですけども、ここについてはちょっと私どもも非常に気になりまして、JRのほうに問合せをしたんですけども、そこについては青梅線は該当にならないということですので、そこだけはちょっとご確認ということでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 大澤由香里議員、何か。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ありがとうございます。

相談するところなんですけれども、上司だけだと、その上司だけで抱えてしまう場合があるというところで、理事者との面談は、先程副町長ということもありましたけども、上司と理事者を交えた場合、関係性によっては上司を外して理事者との面談とか、組織全体で支えるというところで、ぜひ話合いが出来るような仕組みというか、手だてを取っていただきたいと思います。

治療中はメンタル不調になりやすく自分は存在価値がないのではないかと、職場に迷惑かけているのではないかとマイナス思考に陥りがちなので、周囲の方の日頃の声かけ等の配慮がより一層必要だと思います。

特に、理事者や上司には、本人が不安に感じている要因などを聞き取り、本人の心に寄り添った対応を心がけていただきたいと思います。

また、病人本人だけでなく、近くで支えてくれる職員への理事者からのねぎらいなどの声かけ、適切な人事配置等の配慮も重要だと思います。治療のために業務の負担を周りの職員が負うこととなりますので、その負担が過多にならないように、また、直属の上司だ

けが抱え込むことのないように、直属の上司と理事者が定期的に話し合っ
て情報や状況把握を共有し、適切な人事配慮などを行える仕組みも確立して
いただきたいと思います。

J Rについては青梅線は該当しないというお答えをいただきましたので、
安心しました。減便もしないようにJ Rのほうに強く要望していただ
きたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、6番、大澤由香里議員の一般質問は
終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

以上で、日程第2 一般質問は全て終了しました。

次に、日程第3 陳情第2号 建設アスベスト被害の全面解決へ、ア
スベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等
に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める、国への意見書
を求める陳情書を議題とします。

本件については、去る9月6日、経済厚生常任委員会に審査が付託さ
れ、7日に審査が終了しております。

本日、その結果が報告されておりますので、審査の経過及び結果につ
いて経済厚生常任委員長、木村圭議員よりご報告を願います。木村圭
議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 経済厚生常任委員会の陳情審査報告をいたし
ます。

当委員会は、9月6日に開催の第3回定例会第1日に審査が付託され
ました陳情第2号建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製
造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金
等の支給に関する法律」の改正を求める、国への意見書を求める陳情書
について9月7日に委員全員と福祉保健課長の出席のもと、審査を行
いました。

陳情第2号について、まず、担当の福祉保健課長の説明を求め、次に、
議会事務局長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入
りました。

はじめに、所管であります福祉保健課長より国の動向等について説
明があり、令和3年5月17日、最高裁判決では、国が防じんマスクの
着用義務づけなどの適切な規制制限の行使を怠ったとして国の責任を
認めるとともに、一部建材メーカーに対しても建材の警告表示義務を
怠ったとして責任を認めた一方、一部高裁判決で認められていた屋外
作業者についての責任を認めなかったこと。

令和3年5月18日、原告団・弁護士と国との間で基本合意書が締結
され、その主な内容として、令和3年5月17日までに提訴された事件
についての国との和解内容については、

昭和 50 年 10 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日までの間に、屋内建設作業の従事によって石綿（アスベスト）粉じん暴露したことで石綿関連疾患を発病した労働者、一人親方、労災保険の特別加入資格を有する中小企業主及びそのご遺族に対して対象区分により定められた和解金を国が支払うこと。

また、令和 3 年 5 月 17 日時点で未提訴の被害者に対する補償についても合意され、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律が成立し、令和 4 年 1 月に新たな給付金制度が開始されたものであり、その内容として、給付金の支払いの対象者及び支払額は、さきの和解内容と同様であること。

給付金の申請は、国に対する訴訟提起を経ずに可能としていること。一方、建材メーカーとの関係については、令和 3 年 5 月 17 日の最高裁判決において一部建材メーカーの責任が認められており、特定の建材について一定以上のシェアを有する一部建材メーカーの責任を認め、一部建材メーカーに対してシェアに対して寄与度を算出し、責任割合を加味して算出した金額の賠償を命じており、新たな国の給付金制度では、国の責任について補償するものであるが、建材メーカーにおける同様の制度の設立は、一部の建材メーカーが難色を示し、制度化に至らず、現時点において建材メーカーに対する責任を迫るためには、個別に各企業に対し、交渉・訴訟等の対応をする必要があるとのことでありました。

次に、議会事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の状況として、あきる野市議会の陳情提出はなく、奥多摩町を含めた 7 市町村では陳情を受け、他の市町村は本日以降の開催で審議される予定であるとの説明がありました。

また、議長からは今回の陳情を受理した経緯について、係争中である本件を陳情として受理しないという考えもありましたが、今回の陳情の表題から法改正を求めているものであり、過去 2 回審査している案件であることから、係争中であるということも含め、本委員会で審議することが良いと考え、受理した旨の説明がありました。

以上の説明を踏まえ、委員の意見を求めたところ、係争中であり、民間同士のことから不採択。

過去 2 件のアスベストについての陳情結果が不採択であったこと、係争中であることから不採択。

日本は諸外国に比べ、アスベスト禁止の対応が遅れており、国がアスベスト禁止をはっきりと言わなかったため、会社に責任を負わせるのは難しいことから趣旨採択。

これまでやってきたプロセス、内容について奥多摩町議会が採択として提出することは疑問に思うことから趣旨採択。

大きな問題であり、今後国は動いていくはずであることから不採択。

などの意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第2号については、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、経済厚生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。

陳情第2号の経済厚生常任委員長報告について所管外で質疑があればお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第2号の経済厚生常任委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第2号について討論の申出がありましたので、これより討論を行います。

はじめに、陳情第2号について反対の議員の討論を求めます。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

昨年5月の建設アスベスト訴訟において、最高裁は、国と建材メーカーの両方の責任を認める判決を行いました。その判決を受け、国は、原告と被害救済のための合意書を締結し、建設アスベスト給付金制度が創設され、今年1月より給付金申請受付が開始されています。

しかし、国が最高裁判決を受けて速やかに救済制度創設に向けて動いたのに対し、建材メーカーは、最高裁判決を受けても真摯に反省せず、今なお争う姿勢を見せ、基金制度への参加はおろか、現在継続している裁判においても話合いの席に着くことさえ拒否し続けています。そのため給付金の額を取っても、アスベスト被害者の十分な救済に結びついていません。

また、救済対象となっていない屋外従事者や国の賠償責任期間外にもアスベストが原因の中皮腫やアスベスト肺の患者は多数おり、こうした被害者を一人も取り残さない全面救済の仕組みが必要です。長きにわたって苦しんできたご家族の早期解決を求める願いに応えるためにも法改正を求めるべきと考え、本陳情は、採択すべきものとして、経済厚生常任委員会の不採択とする採決に反対いたします。

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第2号について、賛成の議員の討論を求めます。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

陳情第2号の経済厚生常任委員会の審査報告不採択に対しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今回、東京土建一般労働組合西多摩支部から建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める、国への意見書を求める陳情書に対して、このたび経済厚生常任委員会の審査結果不採択との報告がなされました。

この陳情書につきましては、1点目は、同法は、国による給付金に支給を定めたものだけで、アスベスト建材製造企業からも拠出を求める点、2点目は、支給対象は、屋内のみが対象で、屋外にも範囲を拡大を求める点、3点目は、国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等も対象に含める点の主に3点の同法改正を求める陳情でございます。

また、現在、一部アスベスト建材製造企業に対しては民事上の損害賠償の裁判も係争中であるとのことでした。

1につきましては、当時民間においてアスベストの危険性の認知が低く、行政による規制もなく、また緩かったこと、2点目につきましては、屋外におけるアスベストの因果関係の認定の範囲が難しいこと、3点目につきましては、考慮の余地もありますけれども、現在進行中の裁判における結論や事実認定も斟酌すべき点である点、それらを踏まえた点から不採択に賛成であります。

なお、この建設アスベスト給付金法は、大事な救済法でもありますので、今後の民事上の損害賠償の裁判結果や事実認定の判断基準が確立された上で明確な因果関係が証明されれば、法律改正の必要性も言を俟たないところであります。

以上から不採択に対する賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第2号について反対の議員の討論を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第2号について賛成の議員の討論を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 以上で、陳情第2号の討論を終結したいと思います。よって、これより採決します。

日程第3 陳情第2号について経済厚生常任委員長の報告は、不採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、陳情第2号については、本陳情を委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、9月16日となっておりますので、明日から9月15日までの6日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日から9月15日までの6日間は、休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は、9月16日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後3時47分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員